

部改正に関する請願（五島虎雄君紹介）（第一八五七号）
同（永末英一君紹介）（第一八五八号）
産業教育手当支給範囲拡大に関する請願（五島虎雄君紹介）（第一八六〇号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）
文教行政の基本施策に関する件（公立学校共済組合に関する問題）

○八田委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。高橋重信君。

○高橋（重）委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案を見せただきまして、また先般文部大臣から趣旨の説明があったわけでありすが、その中で、特に私は学芸学部を教育学部と改めることにつきましてお尋ねしたいと思うのであります。

まず最初に、学芸学部を教育学部と改めるにあたりまして、どういう目的を持ってどういう考え方で学芸学部というものを教育学部と改めなければならぬか、その趣旨をもう少し掘り下げて御説明願いたいと思います。

○杉江政府委員 戦後における新学制発足当時におきまして学芸学部が発足したわけでありすが、けれども、そのとき考えられました学芸学部の性格としては、これは必ずしも教員養成をする学部ではなくして、人文、社会、自然の各般にわたって広い教養を積む、こういうふうな意味合いを持っておりまして学部であったわけでありすが、そういう学部で教員養成も行なう、こういうふうな考え

方で発足いたしました。この学芸学部は国公立を通じて現在もあつてありますが、国立大学においては教員養成の実を持っておつたのでありますけれども、しかしそういうふうな考え方がやはりとられておりました。教員養成だけをやるつもりではないのだ、したがって教員養成以外の教育もする。たとえば学芸課程を設けて人文、社会、自然の全般にわたる広い教育をする、そのための課程をかなりの大学において設けられたわけでありすが、そしてまた学芸学士を出しておつたのであります。また公私立においてはこれはもつと——教員養成という実を持たずに、たとえば文学科とか理学科というものを学科として持つておる、教員養成というものはおもてに出てない、こういうふうな実態があるわけでありすが、要するに、学芸学部という学部の性格としては、教員養成をやるといふことがその本来の性格とはいひがたい、しかしその後の教育の実態を見ましたときに、ことに教員養成を主として行なつております学部のあり方を見ましたときに、そういう性格のあいまいさからほんとうに教員養成として必要な教育をするということが必ずしも行なわれていない。教育の側においても教員養成というその目的意識が必ずしも明らかでないし、また生徒の側においてもそういうふうな目的意識をつかんで勉学するといふ点に不足があつたわけでありすが、また文部省といたしまして、この教員養成の重要性にかんがみまして教官組織を整備し、学科目を整備し、施設設備を整備しようといひます。その学部の目的、性格があいまいでありますから、何を根拠として整備するかという点については明らかでないことがいろいろの支障を生じたのであります。たとえば教官も一般に非常に手不足でありすが、たとえ教官も一般に非常に手不足でありすが、しかし、教官整備の要求をいたしても、その算出の基礎が明らかでないのであります。だから、多年この整備が叫ばれながらも充て足できないままです。学科目の整備も同様でございまして、それからまた施設設備についても同様なことであつたわけでありすが、こういう現状にかんが

みまして、やはり教員養成学部を大いに重視し、これの整備をはからなければならぬ。そのためには、やはり学部の目的、性格をもつと明らかにする必要があるといふことはかねてから関係各方面で主張され、そして三十三年の中央教育審議会においてもこの学芸学部の目的、性格を明らかにして、これを教育大学、教育学部とする、こういう答申があるわけでありすが、その後も教育職員養成審議会等において教員養成の整備充実のための審議が行なわれておりますけれども、やはりこの基本的な考え方の線に沿つていろいろな施策が考えられております。最近教育職員養成審議会から御答申いただきました教育課程の基準もやはり学芸学部は教員養成を目的とするといふ、そういうものとして、その上でどういふ教育課程を組んだらいいかといふことを審議され、その御答申をいただいたのであります。私もこのいふううううな中教審それから教育職員養成審議会等の御答申の上に立つて今回各級の措置を進めて行なうわけでありすが、

まずこの新しく御答申いただきました教育課程の基準によつて本年度予算でやりましたことは、いわゆる教官の整備であります。教育課程の基準に基づいて教官のあるべき姿を考え、それを各大学の現状と比較しましてその不足を補うといふ計画を立てました。これはこの数年間に私どもの計画では四、五百名の教官増をしないと考へて、その第一年度の要求をし、相当の成果を見たときにも考へております。そういうふうなたてまえで、名称もその目的、性格を端的にあらわす教育学部にしたいといふことはいいではないか、こういうことを関係学部長、関係学長さんといふと御相談して、まあいいわけでありすが、約一年にわたつていろいろの機会を持しまして、名称の変更の問題その他の問題もあわせて御相談いたしてまいつたのであります。その結果、大多数の大学においては御了承をいただきました、ごく一部についてはまだ御了承をいただけておりません。それで今回は御了承をいただきました分につきまして、大学の御意

向の線に沿つてその名称変更をしようとするものであります。

○高橋（重）委員 いま御説明を聞いておりますと、学芸学部では広く人文、社会科学等の教養を得て教員になるというだけが目的でなくして、広い視野を得させ、その中から教員をつくつていくのだ。そういう趣旨で発足したのであれども、過去振り返つてみると、それが実際問題としては教育界へ人材を得ることができず、あるいは教官なりあるいは学生の方においても、目的がはっきりしておらずと考へて不安、動揺したりあるいは質的にも向上しない、そういううらみがあつたから、いろいろな協議会とか審議会等を経まして、ここに名称を変えて名実ともにはっきり打ち出して、こういう御趣旨だと思つたわけでありすが、ここで昨年宮城教育大学といふものが提案されたわけでありすが、私はそのときに御質問申し上げたのですが、いま振り返つてみますと、学芸学部を教育学部にしたり、あるいは教育大学にしたりといふ、去年の宮城教育大学がその例はしりではなかつたかと思つたのであります。しかし去年の提案の、あるいは答弁の内容等を見てみますと、ちよつといふ御説明とは食い違つておるところがあるわけでありすが、なぜ宮城だけ教育大学を設けるかといふことに対して私どもが率直に質問したわけでありすが、当時の答弁がここに出ておりますが、いまの御答弁と非常に食い違つておるとお思ひにならないですか。その点どうですか。

○杉江政府委員 私は食い違つておるとは考へておりませんが、それを私詳細に再読したわけではございません。しかし気持ちの上では同じだと実は考へております。

ただ当時におきましては一般に名称変更をする計画は、まだそのときには具体化していなかつたわけでありすが、だから宮城大学をやるのは、とにかく私どもから変えたらどうかといふことを申し上げる前に、もう大学のほうでこうしてもらいたいという要求を出してこられた。そうしてそれ

は一般問題としてではなくて、そういった強い御意向に沿うて措置するという気持ちで私も強かったものでありますけれども、しかしそういう強い御要求を私も受けましたのには、いま申し上げたような一つの考え方があって、やはりそういうふうな漸次向けたほうがいいという判断のもとにその御要望を受け入れたと私は考えております。その際の御答弁で御了承得られれば漸次そういうふうな切りかえていきたいということを確かに私申し上げたと記憶しております。

「そんなことはない、読み直してごらん下さい」「絶対にやらないと言っておる。」と呼ぶ者あり

○杉江政府委員 ただいま速記録が手に入りましたので、ちょっとその部分について申し上げますと、私が答えました中で「学芸大学、学芸学部発足の当時におきましては、必ずしも教員養成のみを行なうものではないという考え方が強かったものであります。現実には教員養成を主とする実態を持っております。しかし、こういう名前が使われておりますために、教員養成の目的、性格を明らかにすることにしているの抵抗が現在あるわけでございます。しかし、教員養成の大学、学部を充実し、それに応じた教育を行なうようにあらゆる整備を行ないますには、やはりその性格を明らかにする必要があります。そういう観点から私もはかろうと考えておるわけでありまして、そうしてこれを教育大学、教育学部に改める方向のほうがよからうと考えておるわけでありまして、そうしてこの点は、学長、学部長さん等の御意見もお伺いしている現段階においてはたいへん賛成の方が多いのであります。なおよく教育大学協会等の御意見もお伺いしながら、そういう方向に漸次持っていくたいと私も考えております。これは官域教育大学の名称変更の問題に關しての質疑応答の際に私が答えました一節でございます。

○高橋(重)委員 おいおい深めていきたいと思いますが、そうすると、いままでの教員養成という立場に立った学芸学部というのは名称も好ましくないし、内容からいっても充実しておらなかつ

た、だからこの際名称を変えて、そして内容、名称からいってしっかりした教員養成に踏み切りたい、かようなことだと思ふのですが、現在学芸学部から教育学部に名称変更することによって、それぞれ学校ではトラブルを起こしている点もあるわけですから、それは一体どういうふうな把握していらっしゃるのか。

○杉江政府委員 トラブルの起こっております大学によって、いろいろその反対を唱えられる方々の御意見は違ふのであります。一般的に言いますと、反対の理由として、そういう名称を変更することによって、かつての師範学校タイプの教育を押しつけるのではないか、こういう御疑念から反対しておられる場合があります。それからまた、名称変更することによって、すでに教育学部という名前でも教員養成を行なっている学部が相当たくさんあるわけでありまして、それらの教育学部は文理学部が片方にありまして、その文理学部には主要教科の教育をおこなっているわけでありまして、そういう事情がありまして、この教育学部の教官定数は非常に少ない、いわば非常にかたわりの学部であるといつても差しつかえないかと思ひます。そういうふうな状況でありまして、この教員養成をやっております教育学部はいろいろな意味で教官が不足しておる、学科目も少ない、したがってまた何かと小さいというふうなことから、それとの対比で名称を変えようと、すでにあるそういうふうな教育学部のようにされるんじゃないか、こういう心配が一つあるわけでありまして、それから師範学校タイプの教育を押しつけられるんじゃないかといふことの内容でもありますけれども、何か教育学部というふうな名称を変えようと教員養成だけやればいいんだということになって、大学が本来持っている研究面がなおざりにされるんじゃないか、こういうふうな御懸念もあるように思われます。またもっと素朴に、多年使ひなれてきた名前だからそんなものに変える必要はない、こういう御意見もございます。いろいろな御意見がありますけれども、大きくいって私はそう

いうふうに分けられるんじゃないかと考えております。

○高橋(重)委員 時間がありませんので文部大臣にお尋ねするわけですが、いまお話をずっと聞いておると、名称を変えようとかあるいは単一の大学にするとか、そういうことだけで教員養成であるいは教育界に人を得るといふ目的が達せられるというふうにお考えになってみえるのですか。その点どうですか。

○中村(梅)國務大臣 私ども実はいま考えておりますことは、名称の変更だけではなく、名称の変更に伴ひまして教育職員の養成にふさわしい内容の充実をしていきたい、かように考えておるわけでございます。御承知のとおり昭和三十三年に中教審から、教員養成はこれまでのような学芸学部のある方でもなくとも目的を明確にした組織にすべきであるという答申をされたのも、内容としては名称の変更だけではなく、あるいは目的の変更だけではなく、その目的にふさわしい内容の充実をはかれないことも含まれておると思ひます。続いて昭和四十年の六月に御承知のとおり教育職員養成審議会から建議がございましたが、この建議も単に名称の変更だけではなく、目的を明らかにすること、目的に沿つたりばな教員が養成されるような内容の充実をしるということにあらたと思ひます。したがらしまして、私どもとしましてはその方向に向かひまして、ここに学んだ者がりつばな教育職員として完成されるような内容に充実をいたしまして教員養成の目的を果たしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○八田委員 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○八田委員 速記を始めてください。

○高橋(重)委員 それでは、大臣行かれてしまったので局長にお尋ねするのですが、私は、そういう名称なり内容なりを考えると同時に、別の面において、文部省としては教育界へ優秀な人材を集めるという点についてどんなお考えがあるか、どのような方法を考へてみえるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○杉江政府委員 先ほども申し上げましたように、名称を変更すると同時に教官整備、学科目整備、それから施設設備の整備ということを含め、私どもの気持ちではこの際飛躍的に進めたいといふような気持ちをもつて最善の努力をいたしたいと考えておりますが、そのほかの根本的な措置として、やはり先生方の給与も引き上げるように努力をしなければならぬと思ふのであります。それからほんとうに働きやすい職場をつくっていくという努力をする必要があらうと思ひます。

なお、優秀な学生を集めるといふ点においては、育英奨学の資金を大幅にふやしていく必要があります。戦前も大幅な給費制度がありました。いまあの形で給費制度を復活するといふことは私は必ずしも適当でないと思ひますけれども、育英奨学の対象範囲を広げまして、多くの学生が育英奨学資金を受けられるような措置をしていきたい。今度も実は育英奨学の特奨のワケをかなり大幅に広げまして、育英奨学資金の増額については全体で約十五億近くふやしておりますけれども、その中でも教員養成の特奨のワケの拡大には非常な努力をしたつもりであります。成果は必ずしも十分ではございませんが、その結果約四〇兆の特奨の対象になるように措置したのであります。今後われわれも一そうふやしてまいりたいと思つております。まだいろいろあるかと思ひますけれども、私が考へておりますことは以上のとおりでございます。

○高橋(重)委員 これで大体文部省が教員養成について基本的にお考えになっておるアウトラインというものがわかつたような気がするのですが、私は率直に言ひまして、文部省はあまりにも名称だとかあるいは形式とか、そういうものにとらわれ過ぎてゐるのではないかと。かりに学芸学部を教育学部にしてみたって、いまの各学芸学部のあり方からいへば、それはなるほど教育職員養成審議会の答申があつたとか、中教審の答申があつたとかおっしゃるけれども、学部自身から教育学

部にしてくれ、こういう強い要求というものが生まれてきたのではないというふうに私は見ておるのです。というのは、私が知っておる範囲内においては、文部省から学芸学部を教育学部にするのだ、そういうふうな同調してくれ、あるいはそれに賛成してくれというやり方で、またそれに同調したり賛成しなければ予算面においていろいろ都合が出てくるのだ、こういうことを私は聞いてまいったわけでありました。ほんとうに学芸学部自体からきゅう然として全国的に沸騰してまいったということではなしに、文部省が一つの方針を持ってそれを押しつけていく、こういうところに私は問題があるのではないかと思うのです。

それでも少し具体的に申しますと、これは全国の学芸学部が全部教育学部になったということですか。

○杉江政府委員 先ほども申しましたように、今回の名称変更は大学の御了承を得たものについてだけ行なっております。したがって御了承を得ない大学については名称を変更いたしておりません。具体的に申し上げますと、秋田大学の学芸学部、それから大阪学芸大学の大学名称と学部名称、それから東京学芸大学は学部名称は変更されましたが、大学の名称は先生御存じのように、東京教育大学というのが別にございまして、趣旨は賛成で、いい名前があれば変えていいのだけれども、どうもいい名前がないからちょっと待ってくれという御要望がありまして、東京学芸大学の大学の名称は変えておりません。その三つの大学だけは今回名称変更をいたしてあります。そのほかの大学名称及び学部名称は全部大学の御了承を得て変える措置をしておるわけであり

ます。

○高橋(重)委員 そうすると数は少ないけれども三つ残った。三つ残った学部なりそういう大学は、あなたの説明からいえば、教員養成の内容を充実するとか、教官なり教科目を充実するという面からいって、名称を変えないところはどうか。充実できないということですか。

○杉江政府委員 東京学芸大学は学部名称が変わっておりますから問題はないと思います。秋田大学の学芸学部と大阪学芸大学、この二つにつきましては今後の整備の基礎が薄弱になるという点が心配されます。しかし名称変更しないから何もしないというふうな立場はとりません。現に大阪の学芸大学については今度名称変更されませんけれども、私も私どもはあの大学については非常に力を入れております。養護教諭養成所をつくったり、定員をふやしたり、いろいろなことをいたしております。しかし今後の整備を大いにやっております。その基礎が薄弱であるという点について私どもは残念に思っておるわけでありまして、これらの大学については今後なおひとつ名称変更についても御納得いくように十分なお話し合いをしてまいりたい、かように考えております。

○高橋(重)委員 次の予定があるものですか、きょうはこのくらいで、あと一つ質問をいたしまして終わらしていただきたいと思ひます。

総括的に申しまして、ただ名称を変えてみたり、あるいは学芸学部を教育学部にしてみただけでは私は内容が充実できない、もちろんそういうことも大切であるかもしれませんが、もっとそれ以上に大切なことは、やはり教育者尊重の空気を、国民的世論を高めていかなければいかぬと思うのです。かつて戦争中あるいは戦前は、教育者に対しては相当の優遇をしておったわけですが、もちろん師範学校に対するいろいろな見方がありますけれども、師範学校卒業生に対しては、国民の二大義務ともいふべき兵役の義務も五カ月短期現役兵ということで免除しておった。これは大きな優遇であるわけですが、いまから見ればどういふ考えられぬような優遇をしておった。あるいは初任給におきまして各県ばらばらでありましたが、米が一俵七円二、三十銭するときに初任給が五十四円内外であった。いまの米の価格でいうと、六千円としますと六俵ないし七俵取っておったわけでありまして、そういう面からいっていかほどに教育者を優遇しておったかということがわかるわけ

あります。しかしいまの文部省のやり方を見てみますと、まあ文部省だけに罪はないわけでありませんが、大蔵省のいろいろな予算関係もあるわけですが、もう少し文部省が教育に対しての意頭をとっていただいて、国民的な世論を高めていただいて、教育者優遇という線を打ち出していただい

く。そうしなければ、ただ単に名称を変えただけでは集まらない、私はそういうことが断言できると思ふのです。そういう面に対して、たとえは初任給を引き上げるにいたしましても、あるいは旅費の面においても、あるいは超過勤務手当の面においても非常に欠けておるのではないかと、これに対して一大発奮をしていただかなければ、私は教育界というものは優秀な人材が集まらぬと思うのであります。文部大臣に承るのが本意ではありますけれども、局長としてあなたの決意のほどを承りたいと思ふのです。

○杉江政府委員 おっしゃるところ、同感でございます。優秀な教員を確保するということは、私は教育の充実、発展のための根本だと考えております。それにはいまいろいろ不十分点が多い。この点、私は文部省としても努力の不十分であった点を反省すべきだと考えております。これを改善するためにいろいろな施策が必要だと思ひます。給与の改善等は私の局だけの問題じゃございませんけれども、やはり文部省として今後とも努力をいたさなければならぬ大きな課題だと思ひます。大学事務局といたしましては、教員養成という点については、いままでも増して格段の努力を、こつこつといたしておりますし、今後ともするつもりでございます。

教師に対する社会的評価が不十分だという点、私もおっしゃるとおりだと思ひます。その同じような考え方で現在の学芸学部を考えたときに、学芸学部は他の学部と比較して一段と劣っているような印象で考えられている。また学生もそういうふうな、何か劣った学部に入ったというふうな感じを持っている。この点は私は非常に大きな問

題だと思ふ。そしてそれは教師の給与とか身分とかいうことが基本的な問題だと思ひますが、同時に大学においてもそういうふうな印象を与えるようないろいろな要素があるわけでありまして。たとえば、教官が他学部と比較して非常に手薄になっている。学科目も当然あるべきものが整備されてない。それから校舎などの改築も立ちおくれ、ぼろ校舎にいつまでもおる、設備も非常に不足しておる、そういう現実があるわけでありまして。これらは少なくとも、私はいまのような大きな観点から、いまのような点の飛躍的改善が絶対必要だというふうに思っている。しかし、それを進める上において、やはりこの学部は何を一体するところなのか、どういふ人を養成するところなのかということすらはつきりしないようでは、それらの整備の基礎が薄弱になる。そういうことで、いままで整備がおくられてきた点も多いのであります。そういうことで、決して学部の名称で事足りるという考え方は持っておりません。これを一つの契機にするというか、一つの旗じるしにする。そういうことでほかの実をとりたい、実を整備していきたいというのが私の気持ちであります。今後御趣旨に沿って十分な努力を続けたいと思っております。

○高橋(重)委員 まだこの法案については、後ほど質問いたしたいと思ひますが、とりあえず次に予定もありますので、ここで法案に対する質疑は打ち切らしていただいて、教育行政一般についての質問を続けたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 関連して……。いま局長は、一年ほどにわたって各大学の学長なり、学部長と話し合いをさせてきた、こういうふうな答弁をされたわけですね。そうしますと、それは大体どういうスケジュールでやられてこられたか。ちょっとこまかい経過を振り返ってみていただきたいと思います。各関係大学に正式に話をしたのはいつですか。

○杉江政府委員 私も大体のことは承知しておりますが、詳細なところは、むしろ課長から具体的に

○安養寺説明員
お答え申し上げます。

○川崎(寛)委員　よくわかりました。そういたし

第一類第六号

文教委員会議録第十号 昭和四十一年三月十六日

○川崎(寛)委員　よくわかりました。

ここで私は具体的に議事録を取り上げてみたい

二十一年三月十六日

○川崎(寛)委員 教員養成大学、学部整備五力年

五

成大学、学部充実五方年計画の中で、具体的にこうして大学学部長なり学長なりに名称の変更について、あるいは組織整備のためにこうしたいと話し合いをしておりますと、なぜはつきり言わなかったのですか。言いがれじやないですか。

○杉江政府委員 速記録を手にしておりませんが、私答えられないわけですが、当時、上村委員に対するお答えとして、先ほどお読みいただいたような考え方を表明しておるのであります。だからもし先生のおっしゃるような意味でお答えしたとすれば、すぐ別な委員に違つたお答えをすることにされるわけなので、そういうふうな気持ちでお答えした記憶はないのであります。はつきりそういうふうな教育大学、教育学部に改める方向がよからうと考えておるわけですが、そうしてひとつ今後は御相談していきたいと言っているわけなんです。だから先生のお答えに対して、私、その前後の記憶ははつきりしませんけれども、私の受け取り方は、少なくとも総合大学のうちの学芸学部を単科大学に分離するというようなことを今後引き続いてやるかという御質問のように受け取ったわけなんです。それではそういう問題がないかという、当時——いまでもうずいといつて、ころはあるんですよ。それは非常に基本的な問題なんです、だからそういうところも宮城教育大学のようにやるかという点については、私はいま考えておりません。正直なところ、あの当時も考えておらないし、いまも考えておらないのです。そういう意味で申し上げたと私は記憶しております。

○二宮委員 関連して、この問題についての見解は、私は相当対立をしておると思うのです。文部大臣はおわかりになったのだけれども、局長はそのまゝいらいしやるわけですか。この法律案を通すために、自分の都合のいいような答弁の速記録だけを課長のほうからメモでもらつてそれを答弁するが、私どもが昨年から一番心配しておつたのは、やはり従来の、二十年前の非常に弊害のあつた師範教育というものの復活の意図があるのではないかということ、昨年はずいぶん時間をかけて

この問題について議論を集中したわけですが、その結果が私どもとしては、いま川崎君が言つたような見解に達して、そうではないということの理解をして、あの問題は法案をあげるといふことになつたわけですが、だから要望しておきたいが、大臣もこういう問題に関連の法案が出た場合には、これに関連して前の国会ではどういふ議論がされたのかという点について勉強してもらいたいと思ふ。それから杉江局長も自分に都合のいいところだけを速記録を読むのではなくて、全部の速記録を一べん読んでみる。そうしなければこれはまた防衛問題と同じで、十三項目、食い違いをあげて、一べん答弁を求めなければならぬことになる。あれだけ時間をかけてもなおあれだけ意見の食い違いがあるとすれば、もう少し詰めて真剣に審議をしなければならぬということをいままでのあなたの答弁を聞いておつて私は感ずるのです。非常に意思の疎通を欠いて、あなたは一方的に自分に都合のいい解釈をしておる。だからいまにして考えれば、非常に委員会の審議の時間が足らなかつたということになるかと思ふ。いまのようにならぬ御答弁を繰り返される、あるいは文部大臣も速記録を読んでおらぬと思うが、文部大臣も一べん読んでみて、それに関連した問題で統一した意見を出してもらわれないと、この法律案はほんとうに慎重審議をしなければならぬという段階にならうと思ふのです。実は私はきのうもちょっと杉江さんに連絡をとつたときに、確かにあなたは昨年そう言いましたと言つたら、あなたは、言つておりましたとやはり同じようなことを言つておる。ところが速記録はちゃんと文章になつて残つておるのだから、少なくとも全部読んで——これは国会の審議を権威づけるということに大きな意義があると思うのです。その場合過ればどうにもなるのだというそういう行き方を、従来政府はともとりがちな傾向がある。悪い例です。これはひとつ文教委員会から直しても、時間があるから、いまの対立点は残しても、時間がないから次の問題点に移つてもいいです

が、いまのような真摯な態度で取り組んでいただきたい、そういうふうにとつてお願いしたいと思ふのです。大臣趣旨は御了解いただけますか。

○中村(梅)国務大臣 私も実は昨年の速記録も一通りは拝見いたしました。その当時、昔の師範学校に戻るといふ案が、ああいう案になるのじゃないかという疑念のもとに繰返し御質問があり、まあこれに対して当時の当局も、現在の私どもも、昔の師範学校のような案には絶対する考えはありませんし、そうじゃなく、やはりいまの時勢に適した大学教育としての教員養成をやつていきたいということで、昔の教員養成のような姿は毛頭考えておらないわけでありましたが、当時もこれを繰返し質疑応答が行なわれてきたようでありました。いま川崎さんから御指摘のごさいます。将来右へならえするようにはないのかという御質疑に対する答弁ですが、これは確かにほかの部分をつつと読んでみますと、上村さんの質問や何かに対して、教員養成大学、学部については目的を明らかにするような方向で目下検討しておる、考えておるといふことは言つておるのであります。それから、どうもそこが川崎さん御質問された場合のと、ほかの方の御質問とが、そのまま、文章のまま受け取ると食い違いがあるようでありまして、したがって、私は部内ですから好意的な考えになりがちであります。公正に考えても、違ふ趣旨のことを同一の委員会での御質問に答えるはずはないのですから、やはり総合大学を分離するようなことをするの、こういう趣旨に受け取られて、そういうことは考えておりませんという御答弁であつたと思ふのであります。この点は今後とも十分注意をいたしまして、前国会あるいはその前の国会等における政府側の答弁、言ひ分と、現在とに食い違いが生じないように、この点については最善を期してまいりたいと思ひます。

なおい言つて加えますと、この問題は昭和三十三年に中教審から教員養成はこういう姿であるべきであると目的を明らかにして、教員養成の大学があるいは学部はつきりさせた姿で十分の教員養成をはかるべきであるという答申がありまして以来、おそらく文部省としては、しからばこの答申にいかにして沿うかということについては研究をされてきたと思ふのです。しかし、大学の現状、文部行政の現状から見まして、文部省がどう思つたかからといって、あるいはどういふ答申や建議を受けたかからといって、大学との十分な連絡や下ごしらえなしにスタートするわけにはまいりませんので、自來おそらくいろいろの検討を続け、さらに教育職員養成審議会でも引き続き並行して検討されてまいり、そして各大学の意向も聞き、大学が自主的にそういうふうな姿になつたほうがいいという意思決定をしたところについて、これを取り上げていく。そしてまた予算化もはかつていく。予算化につきましては、いま考えておりますように、教育職員養成は、十分に教育職員養成の目的を果たすような内容を充実した学部にするべきである、あるいは教授の配置等についても考慮すべきであると考えても、予算はやっぱり予算要求をいたしましてから仕上げがつかまでは、はつきりこういたしますとは、文部省限りでは言えないことではございます。そういう点は一省だけで最終的な結論を非常に出しにくい今日の政府の機構であります以上は、いたしかたないわけではございますが、おそらくこの考え方は昭和三十三年の中教審の答申以来研究をされたことで、そして昨年だんだんと結論を得、それから昨年教育職員養成審議会の結論も出て、建議を受けて、そこで初めて予算要求、こういうことになつたものと考えますので、若干、速記録を通して見方によつては食い違いの点もあるかもしれませんが、今後われわれとしましては、十分そういうことのないように、最善の注意を払つてまいりたいと思ひますから、どうぞひとつ本法律案につきましては、十分の御審議をいただきたいと思ひます。

あるいは学部はつきりさせた姿で十分の教員養成をはかるべきであるという答申がありまして以来、おそらく文部省としては、しからばこの答申にいかにして沿うかということについては研究をされてきたと思ふのです。しかし、大学の現状、文部行政の現状から見まして、文部省がどう思つたかからといって、あるいはどういふ答申や建議を受けたかからといって、大学との十分な連絡や下ごしらえなしにスタートするわけにはまいりませんので、自來おそらくいろいろの検討を続け、さらに教育職員養成審議会でも引き続き並行して検討されてまいり、そして各大学の意向も聞き、大学が自主的にそういうふうな姿になつたほうがいいという意思決定をしたところについて、これを取り上げていく。そしてまた予算化もはかつていく。予算化につきましては、いま考えておりますように、教育職員養成は、十分に教育職員養成の目的を果たすような内容を充実した学部にするべきである、あるいは教授の配置等についても考慮すべきであると考えても、予算はやっぱり予算要求をいたしましてから仕上げがつかまでは、はつきりこういたしますとは、文部省限りでは言えないことではございます。そういう点は一省だけで最終的な結論を非常に出しにくい今日の政府の機構であります以上は、いたしかたないわけではございますが、おそらくこの考え方は昭和三十三年の中教審の答申以来研究をされたことで、そして昨年だんだんと結論を得、それから昨年教育職員養成審議会の結論も出て、建議を受けて、そこで初めて予算要求、こういうことになつたものと考えますので、若干、速記録を通して見方によつては食い違いの点もあるかもしれませんが、今後われわれとしましては、十分そういうことのないように、最善の注意を払つてまいりたいと思ひますから、どうぞひとつ本法律案につきましては、十分の御審議をいただきたいと思ひます。

○八田委員長 文教行政の基本施策に関する件に

ついで調査を進めます。

この際お諮りいたします。

公立学校共済組合に関する問題について、本日公立学校共済組合理事長田中義男君、公立学校共済組合監事赤堀正雄君を参考人としてその意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に質疑を行ないます。質疑の通告がありますのでこれを許します。高橋重信君。

○高橋(重)委員 私はこれで四度になるわけですが、公立学校共済組合の八十五万組合員が非常に関心を持っております教職員宿泊所の買収をめぐりまして、特に岐阜県で起きた岐阜山の敷地問題につきましていままでお尋ねしてきたわけがあります、最初は、二月の十六日にここで第一回の質問をしたわけでありました。その当時は、警察当局が捜査の段階にあるがゆえに詳細は報告できないという答弁でありまして、その後二十三日、二十五日と、きょうで第四回目になるわけですが、本日われわれの手元に監事監査報告書、これが渡されたのであります。私はこの監事監査報告書に基づきまして、順を追うてそれぞれの関係者の方々に尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、昭和四十一年三月十二日、公立学校共済組合理事長田中義男殿として、公立学校共済組合監事赤堀正雄、監事成田喜英、監事西川昭、こういう三人の監事の方から監査報告書が出ておるわけでありまして、前文を読んでみますと、「この度、岐阜支部宿泊所「岐阜山」の移転用地買収手続に關し、不正な事実があるとのことで、国会で問題になり、また、新聞紙上でも取り上げられたので、監事として事実の経過を調査のうえ、組合員に報告する必要がある、三監事による合同監査を実施しました。よつて、公立学校共済組合監事監査規程第十條第一項に基づいて、次のように報告します。」こういう前文がついておる

わけでありまして、私はこれを見まして、監事の三名の方々の名前が連ねてあるわけでありまして、普通の常識から言いますと、こういう監査報告をする場合には必ず署名捺印ということがあるわけでありまして、これは署名捺印がないわけでありまして、ほんとうにこの三人の方々は了解をしていらつしやるのかどうか。了解していらつしやるならなぜ捺印をされないのか。もう少しこういうものは権威のあるものではないかと思うのですが、その点につきまして常勤監事の赤堀正雄氏にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○赤堀参考人 お答えを申し上げます。

この三名の監事はいずれもこの内容につきまして十分に承知しております。そしてこのような形で理事長に報告することにつきまして異議がないという事になっております。この捺印をしてごさいませんの、私を除きまして二名ともその内容をたまたま申し上げましたように承知してありますし、常勤でございせんので、直ちに捺印を求めるといふことができなかったために、しかも一日も早く理事長まで報告をしたい、こういう意図のもとに措置したものでございまして。

○高橋(重)委員 私ちよつと聞きそびれたので、なぜ判を押されなかったのかという点をもう一度……

○赤堀参考人 私を除きまして二名ともこの内容について了承しておりましたし、理事長に報告することについても異議がないということでごさいました。それから一日も早く理事長に報告をした、こういう念願でこのような措置をとつたわけでございます。

○高橋(重)委員 一日も早く報告するという事はよくわかるのですが、やはりそれぞれ承認したという意味で、あるいは責任をとるといふ意味で、手続として当然捺印のあるのがしかるべきだと思ふのです。そういう点に対して私の不満を申し上げるわけですが、

そこで、文部大臣並びに理事長にお尋ねするのですが、理事長はこの監査報告書を受け取られて

みえるわけですか。

○田中参考人 受け取りました。

○高橋(重)委員 文部大臣はどうですか。

○中村(梅)國務大臣 きょうこの報告書の写しを事務当局から配付を受けまして、いま読んでおるところであります。

〔監査報告書はきてないよと呼ぶ者あり〕

○高橋(重)委員 監査報告書をなぜ配付しないのです。あなたは、来て配付すると言つたでしよう。——いま私は監事監査報告書について申し上げておるのですが、この件につきましては理事長会ではかつていたたいて、そうして出していただくというわけで委員部を通じてお願いしたわけですが、それで当事者の赤堀さんのほうからも私の会館に見えまして、こんなような報告書では不満だらうがこれでよろしいですか、全部に配つてみてあまり効果はないがというような意見だつたと思ふのです。しかし全部に配つてくだされいというわけで監事のほうに私はお願いしたわけですが、早くに配つてくだされい。委員長、暫時休憩してこれをすぐ配つていただきたいと思います。

○八田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○八田委員長 それでは速記を始めて。

○高橋(重)委員 それでは続けます。

監事監査規程第十條第一項に基づいてこの監査報告書ができておるわけですが、第十條第一項を見ますと、「監事は、監査を行つたときは、すみやかに、その結果を文書又は口頭で理事長に通知するものとす。」第二項は、「監事は、監査の結果組合の業務の運営上改善を要すると認める事項があるときは、理事長に意見を述べるとする。」というふうに明記してあるわけですが、この監査報告書を見ますと何ら意見もついておらないわけですが、ただ事実を認定しておるだけであつて何ら意見書がついておらないわけでありまして、監査後の処置として、組合の業務の運営上改善を要すると認める事項があるときには意見を述べるとするものというふうに書いてあるにもか

わらず何ら意見を付せられない、所見がないという事は、少なくとも私がこの国会の場において三回にわたり——きょうで四回であります、いろいろな角度から御質問を申し上げ、御答弁を願つてきて、また全国八十五万の組合員に対していろいろな疑惑を持たれておる。だから常勤監事の赤堀さんをはじめといたしまして、御三人の方々がわざわざ現地まで出向かれて監査してみえたにもかかわらず、何らの意見書をつけておらない、これではたして監事としての責任をあなたに果たしていらつしやるのでしょうか。私はその点について非常に不満を持つ者であります。監査規程にもはっきり明記し、あれだけ全国的にも報道され、問題化されておるにもかかわらず、改善を要する必要ありやいなやくだらないことは当然わかるわけでありまして、このことについて何らの所見もついておらない、監査としての責任をどうお考へになつていらつしやるか、義務を果たしてみえるか、こういう点につきまして私はあなたにお尋ねしたいと思ひます。

○赤堀参考人 お答えを申し上げます。

普通の場合でございますと、ただいま御指摘のとおり、監査をしてその事実に基づきましてしかるべき見解、意見を出すのが従来の例でございます。今回の場合は、先ほどお話のごさいましたように、何回かの御質問によりましてまだ事実があいまいである、不明である、そういうことでございまして、私どもは三人の監事が偏見に基づくことなく自分の目で事実を確認することがまず先決であらう、さうして考えまして現地へ行って、この報告書の中に盛り込まれたような事実を確認した次第でございまして、当然この事実に基づきまして法律的な判断を要するものはまた法律的判断をしまして、今後どうあるべきかということについて私どもなりの意見を申し上げるのがほんとうでございまして、御案内のように最も法律的な判断を下すべき点につきまして、一方捜査機関において捜査が進められておるといふように伺つておりますので、今回は異例に属しますが、法律

的判断をいまの段階では下せない、とりあえず事実だけを御報告する、こういうように三人の監事の間で意見が一致しまして、このような報告になった次第でございます。

○高橋(重)委員 事実がいまいちな点があるから、はっきりしないから、法律的な判定が下せないから、それで意見を出さない、こういうふうにお聞き願ったわけですが、少なくともここへ書かれたことはほんとうでしょう。事実をはっきりしておるのでしょうか。

○赤堀参考人 この中に書いてあることはすべて三人の監事が自分の目で見、あるいは耳で聞きまして確認したところでございます。ただ捜査機関によって押収されているという点につきましては、もちろん別問題でございます。

○高橋(重)委員 理事長にお尋ねしますが、監査した場合に、監査規程にも、口頭であるいは文書ですみやかにしなければならぬ、また意見を付しなければならぬとある。こういう事実を認められて何ら監査報告に所見がないということに対して、理事長としてはいまの説明で納得できますか。いまの説明という事実がいまいちだ、だから法律的新見解を述べることはできないんだ、そういう説明で理事長は納得できますか。

○田中参考人 監査規程には、お示しのようにはっきり意見を述べるものとございます。したがって、普通の場合でしたら、さつき監事が申しましたように、監査の結果に基づいてしるべき改善等についての意見は申し述べるべきだと思ひます。ただ、現実のこの問題につきましても、いままでしばしばこの席でも問題になりましたような点について事実不明な点もある。そこで緊急、事実についての確認をしようということが主になって監事の方々は現地に行ったと私も承知いたしておるのではありません。その結果、見て来、聞いてまいりました範囲ではつきり今回いたしたのがこの報告だと思つておるわけでありま

す。ただ、意見等につきましては、ただいまも監事の話がありましたように、事は法律解釈、法律

に基づいてその善悪正否を判断しなければならぬ非常に重要な問題をかかえておるように思ひます。その点について司法当局の捜査もすでに始まつておつて、そのほうの見解がいずれはつきり出ることだと思ひますので、それに基づいてわれわれとしても判断しよう、こういうことで私はついでにおらぬものと承知いたしておりますので、やむを得ないことかと私も思つております。

○高橋(重)委員 私はそういうお考えではないかと思つておるのですが、と申しますのは、監査といふものは、ここにも出ておるように事実これだけ認めてみえたわけですから、法律的にどうのこうの、あるいは検査当局のおっしゃることであつて、あなたのほうで、法律的にこれが犯罪になつて、その結果を待たなければ意見書が付けられぬ、そういうものじゃないと思ひます。あなたのほうの運営というものはつきりして、公立学校共済組合定款というものはあるのだから、それに基ついてもさしをはかる、あるいはその窓からこの事実をどう認定していくか、これが監事の仕事であつて、捜査当局の結果を待たなければ監査の意見が出せない、そんなことがどこにあるか。このことにつきまして法的に正しい文部大臣は監事を任命していらつしやるのですから、弁護士をやつてみえる文部大臣でありますから、私はそういう点についてはつきり大臣から意見を聞き

たい。

○中村(梅)國務大臣 私もこの監事三名が現地に参りまして調査をされました内容をただいま精読をいたしたわけでございますが、問題は、坪二千百円に該当する差額の金が一体どうなつておるか。これは、証憑書類はいま警察に押収されておるので、差しあたり関係者から聴取して、そのうち幾らは利子に使つた、幾らは謝礼金に使つた、あるいは幾らはどういう預金になつておる、こういう事実だけ調べてきたようであります。したがつてこれが説明のとおりかどうかは検査当局が押収しております証憑書類等を対照しませんが最終

的には明確にはならないと思ひます。そこで、この監査報告書は、文章では監事監査報告書とありますが、本質的には監事が現在の段階において実情を調査した監査中間報告ということだと思つておる。そこで、監事の立場からすれば、現状はかになつておりますというところを、一応明らかにした点を報告し、追つてそういうような全貌が明らかになつたときに最終的な監査報告を出して、これに監事としての意見を付する、こういうのが順序であるためにかような結果になつてゐるんじゃないか、私はこう認識してこの書類を読んでおつたわけでございますので、私どもの立場から言ひましても、監事としての責任の地位にある人は事態の全貌が十分間違いないという最終的な確認ができた段階においては、少なくとも監事のこれに對する、不都合ならどういふ点が不都合で、今後どういふふうに本部としては、組織なり制度なりあるいは取り扱ひなりを改めるべきである、あるいははだれかがどうもこういうふうなけしからぬといふようなことを、十分に意見を付して提出を願ひたいものだ、こう私自身も思つております。

○高橋(重)委員 そうすると、所見といふものがいつつて出される、その見通しはいつですか。

○赤堀参考人 現在の段階でいつごろまでということはお答え申し上げかねますが、ただいま大臣からお答えのありましたように、そのように三人の監事は考へております。したがつて、できただけ早い機会にまいまいなものを残すことのない、そういう段階におきまして私どもの意見を提出したい、このように考へております。

○高橋(重)委員 大臣の御説明も、いまの答弁も、これは警察当局がいま書類送検しておるわけですから、検査庁にいつて不起訴なり起訴になる、あるいは裁判になる。それではつきりするまでは相当の時間がかかると思つておる。私は、いま緊急事態だと思つておる。これは全国で問題になり、特に公立学校ばかりでなしに、国家公務員共済組合もいま五人も六人も逮捕されておる。共済組合に対しては、非常に関心を持つてゐるわけだ。

○中村(梅)國務大臣 この書類を見ましても、事態が明瞭になつた部分があるわけだ。このこと自体からいひましても、いろいろ問題点があると思ひます。したがつて監事の方々に、私も、監事は監事の権能があらうから指図はいたしかねますが、すべての点について問題が明瞭になつてから、監事の監査報告に対する意見を付するから、あるいはこの段階でわからぬところはわからぬといふのでよろしいが、わかつた部分だけを土合にして、そして中間的な監査意見を付するかという問題があると思ひます。こういう点につきましても高橋さん御指摘のとおり、できることならば私どもの希望としては、監事の諸君でこれは合議されなければならぬことだらうと思ひますが、合議の上でできるだけ早い機会に、最終的なものが延びそうならば中間意見でも付してもらふことが、本部としてもあるいは監督官庁である文部省としても好都合かと、かように考へます。

○委員長退席、谷川委員長代理着席

○高橋(重)委員 いま文部大臣から答弁がありましたが、監事の方は早急に、中間報告でつづけてから、それに対して意見を付して、わかつたものだけでも、私は意見をつけるのが当然だと思ふ。全部が全部きつちとせよと言ふのではないので、わかつたものだけでも意見をつけるといふことが親切なやり方じゃないかこれが組合員に対して忠実なやり方だとあえて私は強調して

おきますので、その点なるだけ早くやっていただきたい。

次に続いております。順を追って申し上げますと、一番の問題は、昭和三十八年九月手付金を打ち、十二月に七千円で買い、本部からは昭和四十年に一千五百万円の金を受け取って、その差額金三百二十万円の金を受け取りますが、この三百二十万円の金の内訳を、いろいろこの報告書あるいは警察当局が新聞談話を発表いたしましたその内容に基づいて内容を調査いたしますと、結局三百二十万のうち、借入れ利息が百五十二万、登記手数料が十萬四千円、まあ十万円ばかり。謝礼が二十八万円、食糧費が十九万円、減歩補償が九萬八千円、地主への還付金として四十八万円等になっておるわけですが、現在手元に残っておる金は幾ら残っておるのですか。監事にお尋ねします。

○赤堀参考人 この報告書の終わりから二枚目の裏側をごらんいただきますと、「残額は定期預金一口五十万円、一口三十万四千七百一円、普通預金二十三万五千六百九十九円（昭和四十一年二月十九日付け、利息収入二千五百二十九円を含む）」という形で保有されておるが、私と一緒に参りました西川監事が直接銀行に参りまして確認したところとなっておるわけでございます。これが残額である、こういうように支部長以下が言われる。そうして、これがこのような形で保有されておることがわかりましたので、そのようにいたしました次第であります。

○高橋(重)委員 そうすると、大体百四万円ぐらになるわけですが、その金が残っておる。これは支部長も認めておる。この金は定期預金というように書いてありますが、一体全体、これはだれの名義で預金されておるのですか。

○赤堀参考人 私、直接見ておりませんでしたが、私も、おそらく伊藤一郎氏の名義になっておるかと思ひます。

○高橋(重)委員 それは公立学校共済組合岐阜支部長伊藤一郎の名義か、公的な名義か、個人伊藤一郎の名義か、どちらですか。

○赤堀参考人 この席で、私直接見ておりませんので申し上げかねますが、伊藤一郎名義になっておるといふことは西川監事から伺っておりますが、それ以上これがいまお話しのように個人であったか、あるいは公の立場であったかという点については、直接聞いておりません。

○高橋(重)委員 理事長にお尋ねしますが、この百四万という金は共済組合本部の日常の預け入れをする通帳の中に入っておるのか、個人伊藤一郎の名前になっておるのか、それはどちらですか。

○田中参考人 これは本部の帳簿に載っているものではないと考えます。

○高橋(重)委員 そうすると、本部の帳面に載っておらぬという点、伊藤一郎個人の名義になっておる、こういうことですね。

○赤堀参考人 さかのぼりまして、この借入れ自体はそういうことになっておるかという点にも関連をいたしまして、現在これが伊藤一郎氏の名義になっていることは事実でございますし、また共済組合の経理に入っていないという点も、これは事実でございます。

○高橋(重)委員 法務省の刑事局長さんが来ていらっしゃるんですが、公金をそういう個人名にしている、また、個人名にしたと同時に背任というものが成り立つというふう聞いておるわけですが、この見解はどうでしょうか。

○津田政府委員 これはいろいろ場合によって問題があると思うのです。公金というものはたいてそいうものになる。これは共済組合の経理の關係がどういふふうになっておるか、私はつまびらかにいたしません。公金を職員がかりに預かり得るというふうな経理の關係になっておれば、これを預かっておるとか、自分の名義の預金にするということは、それは別に差しつかえないことであって、それを自分が領得してしまうというつもりならいろいろ犯罪を構成いたしますが、預かる方法として自分の名前を預金することは差しつかえない、要当不要当は別でありますが、法律上は差しつかえないことではあります。本件につきましても、これを申し上げますと、これは具体的にわかちませんので、何とも申し上げかねます。

○高橋(重)委員 いま津田刑事局長さんからお話があったのですが、これは共済組合本部の問題です。個人で預かり得る、そういう会計上の制度になっておるならこれはやむを得ぬ、なっております。個人で預かり得るという御説明ですが、そういう個人で預かり得るという制度になっておるんですか、どうですか。

○田中参考人 その点は私どものほうとしては千五百何万の金を送りましたから、それは、その使用については目的に沿って処置しますように委任をいたしております。ですから、その委任の範囲において、あるいはたいだいのような、私が聞いておるところでは、その百万ばかりが将来の土地改良をいたした場合は地主負担と申します。か、そういうふうなものを予想してこれを準備しておくんだ、こういうふうな聞いておるわけなんですけれども、さような意味では支部長が預金をして持っているものだ、こう理解しております。

○高橋(重)委員 そういふことは認められぬですよ。田中さん、あなたのように文部次官までおやりになって法律に明るいんですが、各支部へ行って支部長が個人的な名前を預金する、そういうことは許されるんですか。私はそんなことはしてないと思ふのです。そんなことがあったら全国共済組合というものは伏魔殿ですよ。いま国家公務員共済組合が土地買収をめぐって逮捕や贈収賄でやられておる。いろいろ問題が起きておるんですが、そんなことを認めたということになれば、三十九年度には十六億何千万も土地を買っておるんですが、私は岐阜県だけでなしに、最初から聞いておるの、こういうことはもしかすると本部と支部がぐるになってやっておるのではないか、こういう疑惑を持ってきたんですが、その点はきりきりしたくないと思ふのです。お百姓に払う金ならなせあなたのほうの会計簿の中に

入れないんですか。

○横路委員 関連して、いまあなたの話を聞いておると、千五百万のうちの百三十万を伊藤個人にあつたほうで送ったのですか、その点一つ。そんなばかなことはないでしょう。

あなたのは岐阜県の共済組合の支部であつて千五百万送った。千五百万そこに入つたはずだ。それが、いつの間にか百三十万円がその中から飛び出してきて、別口座で伊藤という個人の銀行預金通帳に入つた、そんなばかなことがありませんか。田中さん、あまりかばつておると、おかしいことになりますよ。あなたのほうの共済の経理はばく大なんですよ。あなたのほうで向こうにやるのに、たとえば何億もやる、いま千五百万だから何億もやる場合も出てくる。それには向こうの支部長個人に送ることはないでしょう。共済組合の支部長に送るなら、共済組合の支部の金に入らないう。それならなせ百三十万円だけがそこからぽつと飛び出てきて個人のものになるのか。あとは刑事局長に聞きますが、そういうことですか。送ったのは共済組合のはずなんです。その点田中さん、はっきりさせないと、あまりかばつてもよろしくありませんよ。

○田中参考人 私のほうで送金しました金は公金として支部長あてに送ったものでありまして、個人ではございません。

○横路委員 刑事局長、いま千五百万円共済組合の支部長に送つたが、百三十万円がそこから飛び出てきて、今度は別口座で個人に百三十万円入るのはどうなんですか。いろいろ国家公務員や地方公務員の汚職問題を扱うときに、あなたは事情がわからなければお答えできないと言つたが、事情は明らかにした。千五百万円共済組合の支部長に送つたんですよ。そして支部長の別口座がある。百三十万円だけそこから飛び出てきて、別口座の銀行の個人名義になっておる。これはどういふことですか。こういうことは役所の経理上許されませんか。あなたも法務省の刑事局長として、この問題がこの間から文教委員会出てきたか

入れないんですか。

ら、問題が出てきて帳簿が押収されて明らかに
なってきた。みなだれしもが全部千五百万円い
っておるから共済組合に入っておるものだと思
つておる。ところが入っていない。そのうちにだ
んだん、ここにあるように、関係者七名のうちで、二
名は高橋君に差額の取り立てを委任してある。五
人については、それはどういふ説得をやられたか
知らぬけれども、こんなわけのわからぬ土地改良
区分組合とか、銀行借入れ金利とか、大体こん
なものまで支払いを承認しておるようなことはあ
るわけがないのです。私はその点を、刑事局長、
あなたが事情がわからぬからと言うから、その点
聞いておるのです。今度はつきりしたわけですか
ら、その点どうなりますか。送った公金、その
口座に入っているべきものが、そこから飛び出
きて、個人の銀行の別口座の預金になる、こうい
うことが許されるのですか。

○津田政府委員 本件につきましては、すでに前
回に申し上げていると思いますが、これは三月七
日に岐阜地検に送致されました捜査中でありま
すので、本件についてどういふ事実関係があったか
というところは私はまだわかりませんが、その点
に基づいて申し上げることはできませんが、ただ
いまの設例ということでありますれば、公金を
送った。公金としての通常の扱い方に従って入金
をしたというところになります。そのうち
の幾ばくかが他に保管されておる、あるいは他の
預金に入っておるということなんですけれども、
これはあくまでも横領とか、業務横領とかという
問題であれば不法領得の意思が必要であります。
そこで名義というところは、実質を推定する一つの
材料になるかもしれませんが、これはあくま
でも推定であつて、あとは実質の問題です。そ
うすると実質は、当該扱い者が不法領得したかど
うかというところで問題がきます問題であります。
あと形式上の問題は、これは規律の問題その他か
ら進めるべき問題で、これは刑法上の問題にはな
らないと私は思います。

り入れ金千三百万円、これを読んでみますと、
「昭和三十八年十一月二十日岐阜支部長伊藤一郎
名義で、公印を使用し、保証人伊藤一郎、水野杏
一、塩谷義雄の連帯で、日歩二銭五厘、六十日手
形振出で、金千三百万円を岐阜相互銀行司町支店
より借入していた。」これは事実ですな。
○赤堀参考人 ただいまの点は事実であります。
○高橋(重)委員 名義は、公立学校共済組合岐阜
支部長伊藤一郎ですか。
○赤堀参考人 さようでございます。
○高橋(重)委員 公印は公立学校共済組合岐阜支
部の印ですか。
○赤堀参考人 岐阜支部長の公印の一つでござい
ます。
○高橋(重)委員 そうすると、この借入れは、
田中さんは、本部は認知していらっしゃるのです
かどうか。
○田中参考人 特に認知したということとはござい
ません。
○高橋(重)委員 この前も御答弁をいたしてお
るのですが、本部はこれに認知せず、全然知らぬ
のだ。芥川課長が行つて十二日に初めてわかつた
のだ、こういう御説明でしたが、そうすると公立
学校共済組合岐阜支部長という名義を盗用して、
それから公印を不正に使用しておる、本部の知ら
ないのに使つておる、こういうふうに私は断定で
きると思うのですが、そのとおりでしょうか。
○田中参考人 本部がこれについて認知しなかつ
たというところは事実でございます。事後において
承知いたしましたのであります。それで、そのこと
についての判断でございますけれども、これはむし
ろ司法当局において最も問題点として私は追及さ
れていまして、したがって耳にいたしておる点で
ございまして、したがってこれに対する判断
は、ちょっと私ここで申し上げるにはまだ確信が
ございません。

は非常に嘆かわしいことだ、こういう点をやる強
調いたしました、お願いしたわけですが、いまや
書類が送致をされておるわけです。その内容は公
文書偽造、行使、補助、こういうふうになってお
るわけですが、私は少なくとも公印の不正使用と
いうことは、いまはつきりしているように、あ
なたのほうではつきりさせていたかなければなら
ない点だと思つておるのですが、どのように御調査さ
れて、どのような見解を持ててみるか。
○日原政府委員 教育界のことであるだけに私ど
も慎重に、また同時に徹底的に調べつもりで
調査をいたしたわけでございますが、お話のと
り、調査の結果虚偽公文書作成、同行使、まあ幫
助も含めまして、三月七日に地検に送致をいたし
たわけでありまして、お話の、他の犯罪の面でも
ありますが、これにつきましては、先ほど来お話の
なりましたように、詐欺あるいは横領というよう
なことになるかと、不法領得の事実と不法領得
の意思がなければならぬ。また背任ということに
なりますと、第三者の利益をはかたり、あるいは
他人に損害を加える目的がなければならぬとい
うわけでありまして、そういうような点、いろいろ事
実関係を調べて、結局自己または第三者に不
法領得のあつた事実、私どもの調査の結果では
認められなかつたわけでございます。そういう趣
旨で、先ほど申しましたような容疑罪名で送致を
いたしたわけでございます。

と、不正使用ということになりますと、権限がな
いの使用したということが問題なわけござい
まして、支部長が支部長の意思で使用了らな
い、これが偽造だというふうな問題は起こらない
わけでございます。ただこの場合には、内容虚偽
の公文書を作成したという意味では、これは犯罪
になりますけれども、内容の虚偽でない、真実借
入る意思で借りたという形になりますと、文書偽
造という面では印鑑盗用というふうな問題は起
らないわけでありまして。
○高橋(重)委員 それはちょっとおかしいと思
うのです。よく聞いてください。田中さん。こ
れは支部長が一千三百万円を、支部長という名義
を盗用して、そして公印を不正に使用して、共済
組合が禁止したる手形を発行して金を借りら
れておるわけですか。共済組合は、組合法によつて、第
一手形が発行できぬのです。しかも本部が関知
しない、いわゆる本部として何ら了解をしてお
らないことを支部長が行つたのだから、権限以外
です。権限以外のことをやっておるということ
は、もはやつきりしておると思うのです。そ
ういうことに対して、権限以外の者が公印を使用し
て、発行してならない手形を発行して千三百万借
りたというところは、もう公印の不正使用というこ
とはつきりしておるじゃないですか。
○日原政府委員 これは偽造という犯罪の面から
考へてのお話になりますと、支部長が支部長の印
鑑を押した、それは内部のいろいろな統制問題は
別としてございまして、偽造かどうかという犯罪
の面から申しますと、これは内部関係は別問題と
いたしまして、偽造という問題は起こらない。
○高橋(重)委員 不正使用……
○日原政府委員 同じく不正使用という問題も、
これは内部関係を別にいたしまして、内部にお
いての不正、理事長がそれを許してないのに使つ
たという意味での不正は別問題といたしまして、
犯罪としては成り立たないわけでございます。
○谷川委員長代理 関連質問を許します。横路節
雄君。

○横路委員 田中さん、この三百二十万円の差額金です。あなたのほうでは、千五百万送ったわけですね。千五百万という金は、それがいわゆる土地の買収費だと思つて送ったのでしよう。ところが、実際にやってみたら、銀行から借り入れた借入れ金の金利の支払いが、これによると約百五十万、私、こんなばかなことはないと思うので、それから謝礼金、減歩補償金、会合費等に七十万を使つてゐる。残額は云々、こうなつてゐるのだが、この三百二十万のこういう支出、とりわけ借入れ金利支払い約百五十万、こういうのはあなたのほうでは妥当だと認めてゐるのか、こういうやり方はどうもうまくないと思うのか。あなたのほうではこれは妥当だということになれば、全国の共済組合の支部長はみんな判を押して、いまのどなたかの御答弁じゃないが、みんな判こでもつて銀行から金を借りて土地を買つておく。思惑で買入人も出てくるかもしれない。そうして実際には、金をやつただけけれども、その金額は土地の買収費ではなくて、やれ謝礼金だの、やれ金利の支払いだのということになる。あなたのほうでは、本部としては、こういう支出は妥当だと認めてゐるのか、どうもこういうやり方は妥当でないと考えるか。その点はどうなんですか。もう高橋君が聞いたのかもしれないが……

○田中参考人 千五百万送りましたのは、大体向こうの申請に基づいて、同時にあの土地を購入するための費用として送つたわけでございます。それで、その内容にわたつての当否の判断はあろうかと思ひますけれども、私は、この事件はまことに異例に属することでありまして、こんなことがいろいろ繰り返されるといふことは希望いたしてありません。

○横路委員 異例だと言ふのだから、そうすると妥当ではないのだね。妥当ではないのでしよう。あなたは異例だと言ふのだから、正当ではない。ばくはそのことを聞いているのだ。異例だとか異例でないとかいふことじゃないのですよ。私が聞いたのは、三百二十万、こういうやり方というもので、あらかじめ支部長が支部長の判を押して銀行から金を借りて、自分で思惑で土地を買つておく、こんなやり方なんてあるものじゃないと思うのです。自分で銀行の金利を払つておいて、本部からそれに見合つたものをみんな上に積んでおいて、謝礼金から会合費からもらつておいて、本部は、いやそれはけつこうですと言ふ、そんなことはないでしよう。だからばくが聞いているのは、三百二十万の支出というのはいま本部としては認められているのか、妥当な支出としては認められないのか、その点の本部のほうの見解はどうなんですか。異例だとか異例でないとか——異例だと言ふのだから、正しくはないでしよう。もつとはつきり言ひなさいよ。

○田中参考人 この点もたいへん申しかねますけれども、この三百二十万というものは、これが使用については当初からの論議の問題でございまして、おそらく主務当局においてもこれらが相当私はいろいろ取り調べその他についての要点の一つになっていはいせぬかと聞いてもおりますし、また想像もしておりますので、ここでその判断は、ただいま申し上げる程度でひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○横路委員 いやいや、そんなことをあなたに聞いているのじゃない。いわゆる法務省がどう言つたの、検事局がどう言つたのと、そんなことを聞いているんじゃないんですよ。金を送つたのはあなたの方なんだ。あなたが千五百万を土地の買収費として送つたのだから、ところが実際に送つてみたら——ここで問題になるのは、あなたのほうは九千三百円の領収書で全部そうだと思ひ込んでいた。ところが、やつてみたら実際にはそうではなくて七千三百円であるということが確認された。前に銀行から金を借りたその金利だ、会合費だ、謝礼金だというものが上に積んであつた。こういうことが許されるか許されないかと聞いている。許されるならば全国の共済組合の支部は全部やりますよ。許されるか許されないか聞いている。何もあなたを検察当局として聞いているんじゃない。あなたは別に法務省から来ているんじゃないんだから。あなたが組合の責任者としていまここで、それはけつこうです、こういうことでもいいですよということになったら、全国一せいに行為なれますよ。共済組合の理事長としてはその点はどうなのか。何も法務省の見解を聞いた、検察当局の見解を聞かなくて、あなた御自身はどうかと言ふんだ。あなた御自身はうまくないならうまくないと言へばいい。

○田中参考人 これに對します私のほうの判断は、先ほど来お話をしましたようにもう少し総合的な結果等も勘案してはつきりしたいと思ふのです。

○横路委員 文部大臣お聞きでしよう。これはあなたが検察当局の結果を待たなければわからないとか何とかという問題じゃないんです。あなたが共済組合の責任者として、もしもこれを妥当だと言ふようなことになったら、全国の支部長はみんな岐阜方式でやりますよ。銀行から金を借りる。そうして金利の負担を見ておいて一億送つてもらふ、そういうことが平気で行なわれましよう。それからいふあなたが言つたように、横領する意思があるかどうかということできまるといふなら局長も聞いてください。たとえば十億の金を送つてやる。しかしその十億のうち五億は支部長個人の口座に入れておく。これはたいした信用ですよ。たとえば私が北海道の共済組合の支部長だったとする。本部から十億送つてきた。それを二つに分けて、そのうち五億は支部長名義で預ける、五億は横路節雄名義で預ける。五億銀行へ預金を持つていつて、どうだどうだとやつたらどうですか。森脇ではないが何ばでも借りられます。こんなことが許されますか。横領する意思があるかないかではないのですよ。吹原産業事件だってそうでしょう。いま会館建設は十億ぐらしかかるんだから、十億を送つて、極端にいへば三億を支部

長名義にして七億を個人名義にだつてできる。七億を私の名義に入れておいてどうですか、これで一週間一億貸してもらいたい、これで二億貸してもらいたいと銀行へ持つていけば貸しますよ、これだけの信用があれば、横領する意思じゃないんですけれども、これをもつて使えますよ。刑事局長、あなた吹原産業事件を調べてわかるじゃないですか。それは横領じゃないですよ。返しますよ。しかしそれを片手に何ばでもやれるじやありませんか。あなたはどんなんですか。あとであなたに聞きますけれども、いま会館などは十億ですよ。一つの会館は十億でできる。七億とか八億でできるやつが、あなたの説のようにできたら大問題だ。いまあなたが言つたからばくはこのことをあなたに聞くのだけれども、理事長、検察当局の意見を聞かなければわからぬというものではないでしよう。これは一体妥当か妥当でないのか、こう聞いているんだ。あなたに聞いているんだ。いまそれからあとで刑事局長に聞きますからね。いま言つたように十億の金を送つたときに、三億は支部長名義にして七億は個人名義にして預けておく。これでもいいんですか。そして預金を持つて、どうだとやれば、何ばでもその者に、個人に一億でも二億でも融資をする、こういうことが行なわれる。行なわれるためにやるんです。まず最初の支出は妥当かどうかということをおあなたに聞く。

○田中参考人 少なくともさつき申しましたようにこんなことは繰り返しては困ると思つています。

○横路委員 困るというところは妥当ではないのです。ね。はつきりなさい。妥当でないなら妥当でないと言つたらいい。何もあなたは、向こうをかばうとかかばわれないとか——全国に波及することだから、妥当でないなら妥当でないとおっしゃつていただければいい。

（谷川委員長代理退席、委員長着席）

○田中参考人 私は適当とは思ひません。

○横路委員 そうおっしゃつていただければいい。

何でも無い。それでいいんだ。刑事局長、私がさっき言ったように、どうですか、あなたのさっきの説明に、私は法律の専門家ではないけれども、しかし十億の金が会館等にいくんですよ。それを三億だけ支部長名義にして、七億は個人名義にしている。五億ずつでもいい。あるいは一億だけ自分の名義に入れておく。これを持っていけることはたいした力ですよ。これを持っていれば、これでいかがですか、こう言って、それを見せて、ここで五百万でも一千万でも個人名義で個人に融資ができる。これに使える。横領ではないです。だから公金として送ったものが、個人の口座に入ることが、あなたはそれは横領の意思がなければ何でも無いというが、そういうことが許されるのですか。許されるならば、十億来たものを一億だけ支部長名義にして、九億を個人名義にしておいて、これを片手にして、銀行から借りて友だちに融資してやる、そういうことだって起きますよ。刑事局長、どうですか、あなたは法律の専門家です。私はしょうとんです。しかし、そういうことが許されるのですか。あなたはさっき、横領の意思があるかないかということを書いてあるが、私はそうではないと思う。その点はっきりしてくだされい。

○津田政府委員 その点は、お尋ねではございませんが、先ほど申し上げたことと変わりありません。領得の意思があれば横領になりますし、そうでなければ保管方法にすぎないわけです。ですから、このロッカーにいれるか、このロッカーに入れるかの違いの問題ですから、それは保管方法の問題。ただし本人に横領の意思があれば、どのロッカーに入れようが、天井の上へ上げようが、全部横領になるということでありまして、その点は法律がいわゆる道徳の最低限をきめていてということによるわけでございますから、適当でないかどうかということは、そのときの規律その他でまざる問題でありまして、法律的には、横領には領得の意思がなければならぬ、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○横路委員 そうですか。ばくはあなたから聞いて、それじゃ法務省の刑事局長がそういうことを言っておる。そうすると、いろいろな全国に団体がございますね。公金がいけますよ。横領の意思がえなければ、十億いったけれども一億だけ支部長名義にしておく、九億は個人名義に入れておく、横領の意思はないのです。しかし、これは銀行にとつては私の信用はばく大なんです。吹原産業事件というのはそうでしょう。ばく大なんです。これを見せ、いかがですか、これだけの信用があるんだから、ひとつ、こちらでこう持っていって、こちらで五百万貸してくだされい、貸しますよ。何もおろさなくてもいい。これはこういうわけで積んである、これはこういうわけで使えない、これは信用です。こちらで五百万でも出してもらう、一千万でも出してもらう、出しますよ。そういうことが許されるんですね。法務省の刑事局長が、私どもは、これは横領の意思さえなければ、どこのロッカーに入れようとかそれはいい。これはまことにたいへんなお説を聞いて、私はこれからうちの法務委員会の諸君とよく相談してみます。そういうものですかね。吹原産業というのはそれをやったんですね。入れておいてそれを見せ金に使ってやっておる、できるんですよ。そういうことが行なわれていて、何でも一体横領の肅正なんです。公金がどのロッカーに入ろうとそんなものかまわらないんで、そういうことをおっしゃるならば、それはあらためて法務委員会でもやりましょう。横領の意思さえなければどのロッカーに入れたっていいんだ、そのことは間違いないですね。

○津田政府委員 ただいま申し上げましたことは間違いないですね。ただ、いまおっしゃったことにつきまして、ほかの犯罪が成立することがあり得ることはあります。たとえば、いまのそういう信用を使つて、自分は人の金を預かっておるのに、自分の信用のごとく見せて、金を他から借りて返さなければ、それは詐欺になる。そういうほかの犯罪は別問題です。ですから、その意味において、その問題に関する限りのことを申し上げ

た。右のポケットに入れようが、左のポケットに入れようが、保管権限のある者はどちらに入れても、領得の意思がなければ犯罪にならないということをおし上げた。そのことが適当かどうかというところは別問題でありまして、またそのことが犯罪が推定されるかどうかということとは別問題です。ですから、世の中にはわからぬように預金口座に公金を入れておくということになれば、横領の意思を推定されてもやむを得ないという場合が起ると思ひます。しかしながら、だれでもみな知っておる口座に、ただ名義だけ個人名義でそこに入れたということになると、それは公金がそこに入っておるということを知つていて、それを知つて入つておるといふことをだれでも知つていて、いふことになれば、個人名義でも横領にならぬ、保管方法の一つであるということになると思ひます。

○横路委員 あなたにお聞きしておきますが、いま千五百万の三百二十万ということですが、これは実際は、前に調べに行つたときは知らなかったのですよ。千五百万送つて九千三百円の領収書を見せつけられて、三百二十万のことを知らないで帰つてきたのです。私はきょうあなたと議論するつもりで来たのではなく、ただあなたと議論するところが高橋君に三月何日の国会でやられて、あつて調べに行つた。調べに行つたものだから、向こうも、新聞にでかか出ると、国会で問題になつたから、実はかくのごときですから出してきた。それまでは出してない。だから行つた諸君は、みんな九千三百円の領収書を見せつけられて、三百二十万はどこにいつてしまったのか、ちよこんと下に隠して、これだけで帰つてきて、そのとおりでございます。やつていふことがだんだん委員会でもやられて、この問題が明らかになつてきてから、いまあなたのように、いや、それは公金であろうと、どこのポケットに入れようが、どこの口座に入れようが、横領する意思がなければいい、それならば、本部から行つたときに、かようしかじかですと出すのがほんとうでしょう。

それを出していいのです。この点はどうかですか、出していいというところは。

○津田政府委員 出していいかどうかという具体的な事実になりますと、本件の内容になりますから、これはちよつと何とも申し上げられませんが。

○横路委員 出していいわけですか。はっきりしているのです。国会で問題になつて、初めてその次行つて出した。出してなかつた。あとになつてから国会で追及されて、こういうものがあることがわかつてきたんだから。そのときは別口座二口に分けていふことは分からぬから、それならば、いまあなたの言うように、そのときは隠していふというのはどうなんですか。

○津田政府委員 その隠している内容いかんによりまして、それは何か犯罪が成立する場合もあり得ると思ひますが、本件については内容はわかりません。まだ捜査中でありまして。

○横路委員 そうすると、だんだんあなたは最初の御答弁とは違つてきたわけですか。最初の御答弁は、どこのポケットに入れようがかわらない、こういうことだった。ところが、いま国会で審議する前は、初め表面に出てなかつたことなんです。皆さんも九千三百円で買つたものだとばかり思つていた。ところが国会で問題になつてから、七千三百円の支払いで九千三百円の領収書だということになつたら、まだこういうものがあると思つてきた。これは事実なんです。そうすると、これは、いまあなたが言うように、どのロッカーに入れようが、両方のポケットにどう入れようとかまわらないということにはならないですね。その時点においてどういう考えでやつたかということとは捜査の対象になりますね。また調べる対象になりますね。それは刑事局長どうなんですか。

○津田政府委員 本件の内容にわたつてはいろいろ問題点がありますから、それは十分捜査の対象になると思ひます。

○横路委員 いまの刑事局長のお話で捜査の対象になる、その点がはっきりしたから、その点はそ

れで私はおいておきます。しかし、あなたが言うように、十億の公金を送ってやって、一億は正式の名義のところに置いておいて、九億は個人名義のところに置いておいて、——九億のところに入れるということ自体が、あなたのほうで、そういうことが公金の扱いについてそれで差しつかえないということとは、よくは大問題だと思う。九億の預金を私が地元の銀行で持っているということはよく大信用ですよ。そういうことが一体許されるのかどうか。あなたは許されるのだと言う。しかし重ねて言うておきますが、吹原産業事件というの、そういうのを見せ金にして金を借りた。もう一億と九億に分けるということ自体が公金の扱い者としては不適当なんです。そういうことはあとで、法務省の見解ではなしに、こういうものは予算、決算のほうの会計検査院の諸君とよく調べた上で、あなたにもう一ぺんここにきてもらってまたこのことをやり直すから、それまで保留しておきます。

○津田政府委員 だいたい最後に仰せられたことは、問題を非常に簡単にしておっしゃるのであって、そう簡単にはいかないものでありまして、ただ単に分けたらすぐいいが悪いとかという御質問だと、分けること自体は、それは保管方法なら、領得の意思がなければなりません、こう申し上げておるのであって、それを何か使つてやろうということと分けたのなら、もう最初から公金領得の意思があるのですから、その辺問題を簡単にしないで問題を聞き取り願わないと非常に間違ふと思うのです。

○横路委員 しかしあなたがそう答えるから……いや、そういうふうに分けるということ自体が公金の扱いとして問題がある。いまあなたは、極端に言えば一億と九億に分けても問題はないようなことを言うからばくは言うんです。もう分けるということ自体が大問題ですよ。よくはそのことを言っているのです。これは予算、決算の関係で会計検査院の諸君と十分打ち合わせの上、あらためてもう一ぺんこの委員会であなたにお尋ね

ねします。

○高橋(重)委員 私は法務省の刑事局長に強くお願いしておきたいわけですが、先ほど来から田中理事長のお話を聞いておいても、権限外のことをやっておるわけですね。それがこの国会で問題になって、急遽行かれましてわかつたわけですね。権限外、本部の関知せざることをやっておいて、本部としても不適当だ、こういうこともはっきりしておるわけですから、私はそういう匿名なり名前を変えて預金すること自体、二つに分けること自体が問題だということですね。法理論は別といたしまして、少なくともこの段階においては私は問題だということ強く申し述べたいと思います。

続いて、この四ページの、土地買収代金として昭和三十八年九月二十三日ごろ百二十万円借り出されておるわけですが、これはどういうふうにして借り出されたかということ、いわゆる土地買収金として支払っておるのですが、どこにこの金があったかということですね。私は借りたと思うのですが、この百二十万という金の内容をひとつ御説明願いたいと思います。

○赤堀参考人 この代金の支払いは、ここにもございまして何回かに分けて支払っておるわけでありまして、その金がそのつどどういふところからきたかという点については確認しておりません。ただ、こうした支払いが確実に行なわれていくということは、土地譲渡人のほうからそのように申し出ておりますから、それを私も信頼したわけでありまして。

○高橋(重)委員 あなたは何をいま寝とばけたようなことを言っておるのですか。この百二十万という金は塩谷義雄個人が岐阜相互銀行から借りた金だ、こういうことはこの前でもうはっきりしておるのです。私は念を押すためにあなたにただしておる。それを誤解して御答弁なさるのです。が、千三百万円借りたのは三十八年の十二月二十日ですよ。その前の三十八年の九月二十三日にもう金を支払っておるのです。どこからこの金が出てくるぐらゐのことは、あなた監査して当然わか

るはずであつて、かつてはわかつてここで答弁もされておるじゃないですか。もう一度念を押しますが、塩谷義雄が手形で日歩幾らで借りたかというところをはっきりしてもらいたい。

○赤堀参考人 この借り入れとそれから支払いとの関連につきましては、支部長からも大要の説明がございましたし、また一緒に参りました西川監事はある程度私と違ひまして銀行にも参りましたので、そうした事情をつまびらかにしていると思ひますが、私の立場としては、責任を持って塩谷何がしから幾ら借りて、それがどのような形で支払つたかというようないきさつについては申し上げかねる次第でございまして。

○高橋(重)委員 あなた何のために監査に行つたのかね、申し上げかねるなんて言つて。この前の委員会でも塩谷義雄が個人で昭和三十八年の九月二十三日に百二十万と百六十万借りておるといふことは速記録にもはっきり残つておるじゃないですか。いまごろ何のことですか。何であなた方はそういうふうな言を左右されるのですか。くさいもの、にふたをするというお考えじゃないですか。当然監査に行つたらそれくらいのことには調べられるのがあたりまえじゃないですか。金もなしにどうやって出せるのですか。これは共済組合本部の金を使つたのですか、重ねてお尋ねします。

○赤堀参考人 この三百二十万に關連する事柄でございまして、この三百二十万に關連する限りにおきましては、私も実は資料を持ち合わせておりません。ただ、支部長のことばによつて大體の事実を推定することができたのでござい

ます。○高橋(重)委員 そうすると、あなたは何のために監査に行かれたのかからね。あなたはその金を送つたのがいつですか。本人が借りたのはいつですか。本人伊藤一郎が千三百万借りたのは三十八年の十二月二十日ですよ。あなたのは送つたのは昭和四十年の二月でしょう。その前の三十八年の九月二十三日に手付金を払つておるのです。それはどこから来たか。自分らの組合

の金を使われておるのか、他から借りていったのか、それも聞かずに、あなた十六万も月給をもらつて、よくのうのうと監査でござるとやつていられるね。ほんとうに無責任な、まあ日本無責任時代だといわれるが、そんなことじゃああなた筆頭ですよ。

○赤堀参考人 いろいろおことばもございましたが、本来私どもの監査の報告の範囲は、こうした銀行まで参りまして事柄をこまかに聞き取るということは、大體通常の範囲から逸脱していると思つたわけでございます。ただ、しかしながら、銀行へ参りまして、銀行のほうで進んで事情を説明してくれるというようなことであるならばお伺いしましょう、これは三人が出席する前に申し合せておつた点でございまして。そういう申し合はせに基づきまして西川監事が行きまして、私も監事のこのたびの監査の目的から、また監事の権限から申しまして、これから逸脱するところについては責任を持って報告すべきではないであらう、こういうことからこれに載せておりませんので、したがつてここで私の口からまた聞きしたところをお伝えするということは差し控えたいと思ひます。

○高橋(重)委員 これはこの前の速記録にも出ておるわけですが、ここに監査されまして百二十万という金が出ておる。どこから出たのだ。自分たちの本部の金から出たのか、どこから出たのかくらしいのことは聞いてくるというのが常識ですよ。子供の使いでもあるまいし、それを聞いてもくずに来るといふのは、文部大臣どうですか、そんな監事任命しておつて。實際どこから出たのかくらしいのことは……これは警察当局お調べになつて、新聞に出ておるのですから、日原さんにお尋ねしますが、だれの名義で借りてどういふ手続になつておるかということをお尋ねしたい。

○日原政府委員 私どもいろいろ捜査はいたしたのでございまして、申し上げることを差し控えたいのでございまして。それぞれ土地を担保にしたりし

て銀行から借りておるようでございますが、詳細につきましては、犯罪として結局事実認定いたしませんでした事項でございます。しかも捜査の途中わかった事柄でございますから、私のほうからは差し控えたいと思います。

○高橋(重)委員 このことについては、私のほうも調査したわけですが、監事にもお尋ねしたわけですから、いま赤堀監事が心臓の強いにも私はほほほとがあると思うのです。ここまで文章で金額が出ておつて、どこから出ておる金かわかりません、それは調査してきませなんだ、ただ額だけ書いておきましたというような話は、おそろく、私は一千万に近い金を、こういう監事の方に監査させてもらつておくとすることは、断じて容赦できぬと思ふのです。文部大臣どうですか。そんなことはあり得ぬと思うのです。

そこで、これは教育委員会総務課長の塩谷義雄が、百二十万を昭和三十八年の九月二十三日に、手形で個人で借りておるわけです。先般も大蔵省の中小金融課長にお尋ねしたのですが、この件について大蔵省で調べてもらったのですが、ここへ来てみえますか。——千三百万を伊藤一郎が公立学校共済組合岐阜支部長の名義で、日歩二銭五厘で借りておるわけです。これに対して保証人は、ここにも出ておるように、三人になっておるわけですが、担保は入っておったのですか、入っておるのですか。

○**保証説明員** 銀行からの報告によりますと、三名が保証人に立っておりますが、物的な担保はとっておりません。

○高橋(軍)委員 続いて塩谷義雄が九月二十三日に百二十万、それは手形で借りたわけですが、それから一カ月たちまして、四十万借り増しをして、百六十万借りておるわけですが、これが日歩一錢五厘ということは、相互銀行からいうと私はいかにも安過ぎると思うのです。そういう点、銀行を指導なり監督をされる立場に立つて、千三百万は二錢五厘であつた、百六十万は一錢五厘、これについては何か理由があるのですか。

○塚本説明員　銀行の貸し出し金利につきましては、債務者の信用度、担保等によりまして差別があるのは当然でございます。最高金利については、臨時金利調整法で制限がございますが、最低は、幾らでなければならぬというような制限はございません。

○高橋重委員　それで、先日あなたから承ったわけですが、日歩一錢五厘とすると、年五分五厘の定期に匹敵するわけですが、銀行を経営するには採算が成り立たないと思うのです。これに対しては、六百万の裏づけ担保が入っておる、こういうお話だったので、そういう担保が入ると、二錢五厘のやつが一錢五厘になるわけですか。

○塚本説明員 一般的な行政指導によりまして、たとえば預金が担保になっておるといふ場合には、相手方、債務者が使える金は、それだけ少なくなつて、預金担保でない場合と比べまして、金利は安くする、それが当然だということは、そのようによりますと、ございません。

○高橋(重)委員 あなた、おかしいことを言いな
ざるね。きのうのお話と違うのですね。

○塚本説明員 最初はそのような連絡があったの
でございますが、それは正確を欠く、担保ではな
いといふようなことが正式な報告でございます。

○高橋(重)委員　正確を欠くといつて、通知預金担保だということで、電話を二回ほどかけてくださった、きのうもそういう話だったので、正確といつて、いろいろの正確があるのですか、銀行といふものは。

○嫁本説明員 担当者の間違いだと思いますが、現在のところ、私の聞いておるところでは、担保の手続はなかった、そういうふうに聞いております。

○高橋(重)委員　そうすると、前二回にわたってあなたのほうの調べられたときには、そういう担

保が入っていった、しかし、きょう調べられたのか、いつ調べられたのか知りませんが、あるいはいろいろなところから圧力が加かってこれを訂正されたのだらうと思うのですが、少なくとも、あなたが責任持ってあなたのほうのルートを使つて調べられて、通知預金担保が六百万入っておるののだ、それまであなたは言明してみえて、そうして信用ある大蔵省の銀行局が調査されて、二回にわたつて私に言明してみえて、きょうになって、取り消した、間違つておりました——私は初めて国会へ出てきたのですが、国会というところはもつと權威があつて、少なくとも大蔵省というものはもつと權威があると思うのですが、それは監査に行つて、見ていった人もあるのですよ。どうかそれは、預担と帳面にはっきり書いてあるというので、見ていった人があるのですよ。あなたはどちらをおとりなさるのですか。少なくとも私は二回おっしゃつたのと——事は、あなたは一課長であるけれども、大蔵省を代表してこゝへ来てみえて、銀行局の立場から、かつて二回にわたつて説明されて、いまになって、圧力が加わつたとか、間違ひでありましたといつて取り消しになつた。正確を欠きました——どう違つたのですか、はつきりしてください。

○塚本説明員 事務担当者の不備だと思います。その点で先生にこの前ちよつと申し上げたことと、正式にこの席で申し上げたことと違ふ、やや感觸の違ふことを申し上げて、はなはだ恐縮でございますが、社長が上京いたしまして、社長の話から、正式に責任者から、そうじゃないのだというやうな説明がありましたので、きょうお答えするわけでございます。

○高橋(重)委員　私はそれでは納得できぬと思う。少なくともあなたがこの前——はつきりとそういうことを言われれば、私もはつきり言わねばならぬが、この財団法人国立岐阜高専設立協力会の通知預金の六百万円を担保に入れて借りておるということがある。これは事実です。あなたも二回にわたって認められた。だから、担保が入って

かといつて本部長のところへ聞きに行くと、それは電話で聞きました。電話で聞いたらそういうこととはありません。そんな捜査がありますか、電話で聞いたなんて。遠いところならいざ知らず、もう少し私は真剣にやってみようかと思ふ。そういうふうな考えが、悪いことをかばつていくというふうな考え、そういう印象を与え、これは私は非常にまずいことだと思ふのです。教育と警察がそういうふうになつてくれば、非行少年の問題がどうなるか、綱紀肅正がどうなるか、非行少年の方法がないと思ふ。そういう点につきまして、百二十万借りて、次に百六十万借りた。これは塩谷義雄が手付金を一割打つために借りておるわけです。最初百二十万は、これは七千円の一割という手付金で売つたわけです。それで借り増しの四十万というのは、水野教育委員長個人で買った土地ですね。売り主が多くなつたものだから借り増しをしておるわけです。そういう金に対する利息が百五十万の中に入つておるのです。共済組合の組合員八十五万の徴々たる金といえども、私はそういう考え方を進めては、文部大臣、もはや信用できません。そういう点につきまして、日原さん、もう一べん調べていただきたい。あるいは調べられた結果をここで、私はよう報告しませんですから、みんなにわかつていただくために報告していただきたいと思ふ。

○日原政府委員 警察と教育が大黒柱であることはお話のとおりで、そういう意味で私も、この事件の捜査につきましては、県警に命じて十分捜査をさせたつもりでございます。警察が県警察であるがために手心を加えているんじゃないかという御趣旨のお話でございますが、私も、従来の仕事もそういうつもりでやつておりませんし、またこの問題などにつきましては、国会でも取り上げられ、お話のように県会でも本部長が質疑応答いたしておるわけでございます。まして、手心を加えるという余地は全くないと思ふ。

なおまた、この事件の内容につきましては、私も犯罪捜査という観点からやつておるわけでございます。適不適という問題は、これは私どもの権限外のことでございます。そういう意味で、もつぱら犯罪が成立するかどうかが、この十分の捜査はいたしたわけでございます。それ以外の適不適という問題は、これは私どもの権限外の問題であると思ふ。

また、私どものほうも県警にたえず連絡をとりながらやつたわけでございますが、この事件を指揮する権限はないわけでございます。ただ、問題になつておる事件だけに、慎重に、しかも綿密に調べてくれというのを十分連絡をとつてやつたわけでございます。

ただいまの担保の問題などにつきましても、これは県警本部長が県会でお答えしております。そういう事実はないというところでございます。で、これも、何か圧力があつてそういうふうなあれになつたんじゃないか、あるいは慎重さを欠いたんじゃないかというお話でございますが、犯罪捜査という面については、十分に調査をした上で、犯罪の容疑が認められなかったということ、結局公文書作成行使の面だけを送つたわけでございます。もちろん、この事前におきまして逮捕を仕かけたという問題があるわけでございますが、やはり捜査は任意捜査が原則でございます。いま、この被疑者三人について任意捜査でございます。この種の事件、この程度の事件では普通であり、やり方については検察庁とも連絡をとつております。それから、捜査官としての常識から強制捜査でやるべきであるという意見はないと思ふ。この件では押収捜査を非常に早い機会にやつておりますし、また書類等の上で工作する余地はない。また新聞その他で報道されておりました。証拠隠滅の点からは、工作すればかえつて反対の証拠となる場合もあるわけでございます。逃走防止とか証拠隠滅の防止という、逮捕を必要とする理由は認められなかった。任意捜査でやつたわけでございます。もちろんこれ

は地検に送致いたしておりますので、地検でさらに慎重な捜査を進められるというふうには思ひますけれども、一応私どもとしては、決して圧力など事実を曲げたことはないでございまして、慎重に捜査をやつたつもりでございます。

○高橋(重)委員 銀行局にお尋ねするわけですが、あなたは通知預金担保になつて、六百万円が担保になつて、それがあつたがゆゑに一銭五厘だと言ふ。これを二回にわたつて私に説明されました。それは事実です。あなたも認めておられるに事実です。それが、会社の社長が来て間違ひだつたと訂正されました。そこで私がお尋ねするのは、監査の者が行つて帳面を見て、六百万円の預金担保で百二十万、借り増し四十万で百六十万、こういうことになつておるといふ、こういう事実はつきりしたときには、あなたは社長の言うことをとるのか、いままであなたのほうのルートで調べられたことと、どちらに責任をとられるのですか。

○塚本説明員 いままでの私どもに対する報告では、何しろこれは扱つたのが本店ではございませう。支店のようでございます。その担当者から、どういふ間違ひですか、電話で報告があつたわけでございます。それで、先生からもこの前話がございます。いろいろ預金担保の話もございました。私は、その預金の内容につきましては御説明するわけにはまいりません。預金の秘密という点で差し控へさせていただきますと申し上げたわけでございます。先生から担保じゃないかといふお話でございます。いま、私としては、預金の秘密にわたること、を申し上げるのは公務員としてやはり逸脱いたしますので、厳密なことは申し上げかねたわけでございます。これは私の報告が、そのような担保らしいというふうな報告を電話で受けておりましたもので、それから、先生にそのようにとられるような御説明をしたかと思ひますが、正式に社長が東京に参りまして話を聞きましたところが、そうではないので、これこれこうだ、担保がないのだ、そういうふうな説明がありましたので、私としては、社長の正式な報告を正しいと、いま現在そう思つておるわけでございます。

○高橋(重)委員 実際監査に行つて調べてみて、そういう事実はあるわけですか。担保に入れている。だから個人に一銭五厘で安く貸してあげておるわけですか。そういう事実はあるから、社長が言つていたのはいいけれども、あなたが社長の言うことをうのみにするばかりでは云がなと思ひます。それから、もう一べんこの点をつきりさしていただきたいと思います。公金を、通知預金証書を担保に入れるというふうな点、これは大問題だと思ふ。そういう点、警察当局にもひとつお願いしたいと思ふのですが、もう一べん調べていただきたい。

時間がおいおい過ぎてきましたので、最後に私は文部大臣にお尋ねいたします。あなたはつと初めから聞いていたわけでおるわけですが、いま公務員共済の黒い霧というわけで、理事長今井一男先生がやつておられる公務員共済が、ちやうど公立学校共済と同じように土地を相当買つておるわけですか。それに動金金が千数百億円で、強大な組織でもつて土地買収をやつておる。そこで汚職を招いた不動産投資ということ、いま全国でこれは問題になつておるわけですか。公立学校共済組合も、八十五万の組合員はこれに對し非常に関心を持ち、くどいようですが、非常に動揺しておる。特に岐阜県においては私は動揺しておると思ふ。その最高の監督者であり、責任者であるのは、私は文部大臣、あなただと思ふ。かつてあなたは一学テの問題で福岡の教員に對しても勧告を出されました。そして県民に對して不安、動揺を与えてはいかぬ、不幸を見させてはいかぬといふようなあなたの一方的な考えで、わざわざ大臣に就任すると同時に出されたのですが、いまこの問題が岐阜県百七十万の県民においては重大な問題になつておるわけですか。県民自体も非常に不安、動揺を持つておるわけですか。組合員八十五万は、これまた黒い霧が動いておるのじゃないかと、こういう懸念を持つておるわけですか。したがつて、最高の責任者である文部大臣として、い

今まで数回にわたって私どもの質疑応答や、あるいは政府委員の方々の答弁等いろいろなものを聞いておられるわけですが、共済組合八十五万はいまや一千億になんとなすような金が動くわけですね。三十九年のときには当初予算が六億七千万であったのが、追加予算が九億数千円であって、合計十六億ないし十七億という土地を買っておられるわけですね。いままの土地の陣容で、こういう答弁なんです。私は、岐阜県だけが問題ではない、これは氷山の一角だ、こういう心配をするわけですね。あるいは非行少年がまたにあふれ、道義が退廃している、こういう立場からいって、文部大臣としては、一日も早く道徳教育の振興等、これに対して積極的に対処していただくのが当然ではないかと思うのです。この国会を通じて、国民なり組合員なりに対してあなたの決意を私は承りたいと思います。

○中村(梅)國務大臣 まことにごもっともな次第でございます。公立学校共済としましては、多額の資金を管理もいたしますし、それからもう一つは、各支部が県ごとにあるわけでありまして、各支部としては、これらの資金を活用して、できるだけ福利施設を整備したいという希望もあるわけですね。したがって、福利施設がもうこれ以上手をつける必要がないまでに完備されているところがあるとしても、それは別でありまして、一県だけではなく、おそらく全国、不十分なところは全部、そういう資金の活用による福利施設の整備ということに関心が深いと思うのです。そういう意味から、最近、そういう福利施設の用地買収のために、昨年度も十億以上の資金が支出されているようにありまして、この岐阜県の事件を通して見まして、私も、管理監督を非常に厳重にやってみなければ困ると思います。その意味で、この事件を知りますと同時に、岐阜県でこういう問題が起ったが、他にも福利施設の整備などについて、土地の購入等、あるいは建物の建設等、そういう事業がこれからいろいろたくさんあるわけであるから、その管理及び監督の上において、ひ

とつ遺憾のないように最善を期して目を配ってもらいたいということを、田中理事長にさっそく申し上げてあるわけでありまして、理事長もその決心でおられるわけですから、私もとしましては、かような問題を、どこかの場所でも、この支部でも今後絶対に起こさないようにしてもらいたいと思っておられるわけでありまして、この点は、私どもの直接指揮命令する機関ではありませんが、監督者の長の監督の立場にある以上は、責任者の頂点にある田中理事長にそのことを申し上げてありますから、今後十分注意させるようにいたしますと思っております。

○高橋(重)委員 いま大臣から今後の決意を表明されたわけですが、私は、こういう問題は、きれいごととか、あるいは形式的に終わるべきではないと思う。そういうふうになりやすいと思う。具体的に、たとえば支部長がこういうように不正に使用して、そうして振り出してはならない手形を振り出しておる。これは明らかに善意であるというところは認めようはないわけですね。共済組合法からいっても、金を一千三百万円借り入れることはならない、もし借り入れようとするれば、文部大臣の許可を得、自治大臣に報告しなければならぬというところが共済組合法ではっきりしているのです。そういうことに対して、きれいごとで、まあ今後努力しますとか、善処しますとか、二度起らないように、こういうことでは私は前進しないと思うのです。まあ、いろいろ罪を憎んで人を憎まずということもありまして、私は、やはりこのことによつてよりよくなつていかなければいかぬと思うのです。この前あんなったのだからおれもやつたほうがいいのじゃないか、あるいは例があるんじゃないか、こういうことがいまの社会に行なわれているわけですね。私も、この議論しているばかりではなくて、これは共済組合の支部を総括するのが教育委員長であるわけですから、私は教育委員長もこういう場に呼んでいただいて、あるいは支部長も呼んでいただく。そうしてお互いがひびきを交えて、追求し合うということ

でなく、建設的に話し合つていく、こういう気持ちがないわけにいかぬと思う。いま岐阜県におきましては、実際組合のためにやつた、おれは英雄じゃないか、佐倉宗吾みたいな気持ちで教育長並びに支部長はおるそうですが、もつてのほかだと思つてですよ。大体、こういうことになったというの

は、私は監督もいかぬと思うのです。具体的に新聞談話等があるから、赤堀さんあなたも反省なさいます。実際あなたの方を見識ですよ。新聞記者会見やつて前言を取り消してみたりひるがえしてみたり、こういう点につきまして文部大臣真剣に具體的に私は処置してもらいたいと思う。八十五万教職員のために、あるいは教職員を優遇する――先ほど大臣が見えただけでも、国立学校設置法の一部改正をめぐりまして、ただ学芸学部を教育学部に変えるだけではよくならない。優遇策からいっても、こういう福利厚生施設を充実していくというところは当然でありますから、これは真剣に立てていただきたい。私は具体策を示していただきたいと思う。早急に示していただきたい。なお、法務省の刑事局長さんにお願ひしておくわけですが、岐阜県では、こういう問題につき、特に権力についておる者がやるとこれは不起訴になるのだ、検察官がもう不起訴にするのだ、こういうデマかうわざか知らぬが飛び乱れておるわけですね。また、そういうことを関係者が言つて歩くわけですが、私は早急にこういう面について結論を出していただきたいと思うのです。というのは、四月からの新学期を控えるわけですから、ほかの社会と違いますから、手間も足らぬでしょうけれども、早く結論を出していただきたいと思う。とにかく、岐阜県、全国の耳目を驚かせたような大きな問題でありまして、おそらく文部省始まって以来、近來にない事件だと私は思うのです。こういう問題でありますから黒白をはつきりと、四月の新学期を待たずに早くつけていただきたいということをこの機会に要望するわけでありまして、そういう点につきまして見直しはどんなものであるかということ、あわせてお尋ね

いたしたいと思ひます。

○津田政府委員 ただいまお尋ねの事件は本月七日に警察から送致された。まだほとんど一週間あまりしかたつていませんが、証拠品等もかなり多いように聞いておりますので、ある程度の日を要すると思つておりますけれども、できるだけ早く捜査を遂げるように伝えたいと思ひます。

○二宮委員 関連して

この前の会議の際に警察庁の原刑事局長には非常に信頼を申し上げて、厳重な捜査をするようにというところをお願いしてあつたわけですが、先ほど高橋委員の質問の中で、支部長印の公印の不正使用という問題につきましては、この事犯は成立しない、こういう御意見のようでございます。私、その辺が少しまだちょっと落ちないのですが、これは地方公務員等共済組合法で設置された特殊法人である。あなたのほうでは、何か盛んに内部内部と言つておられるようですが、理事長自体は文部大臣が任命をする、定款も、文部大臣の認可がなければ成立しない、その定款の中に支部長の権限というものも明確にこれこれのものしかできないとある。その明確にあるところの定款を逸脱をしまして、千三百万円を支部長の公印を不正使用しておる。これが不正使用の刑事事犯として成立しないものかどうなのか。これは内部で考えなさいという意味の言い方は、私は一面また、あとから理事長にもお尋ねします、大臣にもお尋ねしますが、そういうような言い方では、私はしめしがつかぬと思うのです。教育のことだから真剣に慎重にやりましたということはけっこうだ。また地方の警察と盛んに連絡をとりながらやつたということも、それは当然のことだと思ふ。教育のことだからといって必ずしも常に慎重にやっていると限らぬ。こういう問題については、ここでの問題が発覚をしたから波及するところはまだここに大きいのです。全国至るところにこういう問題が起る。したがつてやはり一番初めに芽をよくつんでおくということが、今後この問題を未然に防ぐという意味から非常に大事な

問題だ。不正使用ということははっきり申し上げて刑事的にも問題になりませんか。そういう点であれば先ほど横路さんから言われたように、これはまだこういう問題でいろいろな例を生むかもしれないという問題が起りはないか。岐阜県警が調べたことについて警察庁としてはただそれを受け取ってそれで正しいと考へておるのか、あるいは警察庁としてはなおこの点に不審はないかという点について、いま少しくこの特殊法人の性格から考へて、そしていまの段階における定款違反という問題から考へて、もう少し検討の余地は全然ないのかどうか。この点刑事局長の意見を、時間もありませんから明確にお尋ねをしておきたいのであります。

○日原政府委員 いろいろな例で、ほかの事例になつてくるとこれは多少違つてまいるかもしれませんが、この事件につきましては、私も法律的にいまの印鑑偽造の罪という面での犯罪の客観はないと考へております。なおここには法務省の刑事局長もおられますから、御意見を伺つてもいいと思いますが、私もはそういうふうには解釈いたしております。

○二宮委員 そういう見解で、高橋委員からいろいろ御要望がございましたから、この問題については全国注視の問題であるとして、今後の動向について私も関心を持ちたいと思ひます。

そこで、それでは理事長にお尋ねしますが、第十三条において「この定款に定めるもののほか、組合の職制並びに職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱ひに必要事項は、理事長が定める」となつておる。これは懲戒に値する問題でないかと私は考へるのですが、この懲戒事項、いわゆる日原さんのおっしゃる内部において処理すべき問題だという判断に立つならば、理事長としてはこの第十三条のこの別に定めるといふ懲戒に関する規定というのとは一体どういふようにつ

つきてあります。特に私もはつきり定めたものは

ございませぬ。ただし一般職員につきましては、これはわれわれの就業規則等におきましてはつきりした処置を規定をいたしております。

○二宮委員 第十三条というのは第二章の役員という項目に所屬しておる条項なんです。したがつて役員が懲戒に値するような行為を行つたという場合には、当然これは理事長としてはこの懲戒に關する別項の規定というものをつくらなければならぬところの義務が定款で定められておると私は考へておる。何もきめてないといふことは怠慢じゃないですか。もう一つ、あなた方がもしこういうような事故を起して支部長が中央の運審やそのほかの決定を逸脱してやつたという場合に、これにいろいろ懲戒を加えようと別項の規定をつくらなければならぬことになつておる。ところが第十一条の中には、地方の支部長は教育長をもってこれに充てるといふことになつておる。この教育長といふのは理事会のほうや公立共済のほうの組織の中できめたものではないです。地方の教育委員会でもつて決定をした教育長が必然的に支部長になるということになつておる。私はここに定款の矛盾があるのじゃないかと思ふ。もし支部長が逸脱した行為をやつても、その任命権者は、県の教育委員会なり知事なりが合議できめるのだが、それに対して懲戒の処分をやらうと思つても第十三条と十一條との間には、たとえそこに厳密なものをつくりまして、相矛盾した問題が起つてくるのではないかと。たとえば伊藤さんという人は、今度は非常にやり過ぎだ。地方もばかにされておる。組合員にも不利益をもたらしておる。だつたらこの人を支部長から免除しようといふ懲戒規定をもつてつくとしたとしても、これは第十條と相反するでしょう。支部長は当然教育長がなるのだといふことになつておる。そういうこの特殊法人の定款そのものに内蔵された矛盾があるのではないかと私は考へます。

同時にこれは大臣にお尋ねしますが、大臣はこれの理事長の任命をする。そして定款についてもこれを認可する。その理事長が理事長のやつてい

る行為そのものがいいかどうかについての監査委員を任命することになつておる。これは他の問題、他の組合そのほかにもあるかもしれないが、私あまり研究しておりませんけれども、そういうことになると、そちらの赤堀さんと田中さんとおっしゃる方がどう考へても同じ穴のムジナというやうな失礼な言い方ですけれども、そういう印象を受ける。これは部外者の監査委員が立ち会つたからいいだろうとおっしゃるかもしやせんが、それなら監査委員は要らない。そういう監査委員を理事長が任命をし、文部大臣が任命をした理事長、その理事長が任命した監査委員が、そのことが非常に公正に行なわれておるかどうかといふことを監査していこうとするところには機構上の矛盾がある。こういう定款の矛盾を今度の機会を一つの契機としてもう一べん再検討する必要があるのじゃないか。そうしなければ、先ほど横路さんが説明いたしましたように、この悪い例をうまく利用するといふやうなことが起つことも懲罰がでない、懲戒の措置がとれないといふことになる結果が出てくるのじゃないかといふことが心配されます。全国都道府県にある問題ですから。私は先ほど申し上げましたように、いまこの段階で小さな被害の際に芽をつんだといふことは、あなた方自身も苦しめたでしようが、これは大きく将来のためには役立つと思ひます。しかしなおこういう定款では、将来ともまた問題を起し得る可能性が私は多分にあると思ひます。これらについては、いま懲戒に關する問題については、組合員については就業規則その他でいろいろやつておるけれども、役員その他は多額の報酬をもらつてその任務に当たりながら、その役員が組合員の貴重な拠出金をもし悪用したといふ場合でも、それに対して懲戒の措置が何らとられていない、そういう理事長の怠慢は私は責められなければならないと思ふ。繰り返しては申し上げませんが、そういうことに對する定款内

の矛盾、今後においてまたこれに關連をしたやうな問題が起り得る可能性のある定款といふもの

の對して一体どう考へるか、理事長並びに文部大臣のお考へを聞いておきたい。

○田中参考人 一般職員についてのことを申し上げましたが、役員につきましては法律の第十五条にはつきり規定があるわけでありませう。それに

りましてここに読み上げますと、「その任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することが出来る。」そして一、二、三とここに心身故障のため云々、職務上の義務違反があつたとき云々、こういうふうに掲げてございまして、したがつて役員については定款では必ずしもそこにはつきり規定をいたしてありませんが、はつきりあるわけでありませう。

それから支部長と教育長とが一体であるために運用上非常に矛盾があり、支障があるのではないかと

いふお話でございます。この点は最初のこの席でもいろいろお話が出て當時御説明も申し上げたのですけれども、現在はやはり地方教育委員会の事務と公立共済の事務とはまことに一体不可分、表裏一体の關係になつてやつておりますので、双方の運用の円滑を期するために同一人をもつて充てることになつております。しかし身分

はこれほどまでも教育委員会の任命にかかるとはな

らなから身分を持

ることは、刑事的な問題は検察庁並びにその関係のほうでやっていただく。したがってそれはそれとして、そこで十分やっていただく。同時に内部的には、日原さんもおっしゃったように、内部の問題ということもあるのだから、内部には行政的な懲戒その他の問題が、綱紀肅正そのほかの問題から当然考えられなければならないと思うのです。いまおっしゃった親法にそれがあるからということとは当然なことですが、それでは十三条の理事長がきめるということは一体何ですか。

○田中参考人 少し文字にとらわれて恐縮ですけれども、定款としては役員の解任として第八条に掲げてございます。これはそのまま法律を引いてきたわけでありまして、そこでこの十三条はここに職員の云々としてございまして役員は含んでおらぬのであります。その意味では一般職員については先ほど来申しますように規定がございします。内容で、規定上の不備はなからうかと思ひます。内容はいろいろ問題があると思ひますが……

○二宮委員 その辺はいろいろ検討すれば了解のできる問題もありますが、ただ刑事問題としては書類送検をした。しかしやっておること自体は高橋委員からもう数回にわたって追及をされてきて、支部長のやったことについては非常に妥当でない。こういう線がはっきり出てきておるわけですから、当然理事長としてはこの第八条適用の問題が起ってくるだろうと思ひます。教育長をやめさせることはできなくても、教育長に支部長の仕事をさせることは、岐阜県においてはこれをやること自体大きな問題がある。したがってそれに対する決意は一応できておるであろうといふ考えますけれども、刑事処分の問題とは別個に、やはりこの行政処分の問題としてどのような問題を考へておるか、ひとつ十分に御検討いただきたい。同時に監事の立場、あるいは定款内部に対するいろいろな矛盾の問題等につきましても、これは時間がございせんから、大臣の答弁は先ほど高橋委員に言われました決意のほどで一応私も了解をいたしまして、これを契機にひとつ文部省自体もあ

るいは公務員共済組合のほうも自肅をしてくださうに、これに付随をした問題が他に一件でも出てまいりましたら、そのときこそ承知のできない段階であるということだけは覚悟のほどをきめておいていただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど来の長い質疑で参考人の皆さん方、たいへん御苦勞さまでであると思ひますけれども、高橋委員の質問に対する赤堀監事の御答弁はたいへん納得のいかない点もたくさんあるわけでありまして。そこでこれはやはりこのまま中途はんばに終わってはいけないと思ひますので、委員長のほうにお願いしたいのであります。が、岐阜県の支部長を監督いたしておりますのは岐阜県の教育委員長であります。そうした意味において岐阜県の教育委員長に参考人として来ていただいてもう少し詰めさせてもらいたいと思ひます。理事会のほうへはかつていただきたいと思ひます。

○八田委員長 田中、赤堀両参考人には、お忙しいところ長時間御出席いただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、委員長から厚く御礼を申し上げます。

次会は、明後十八日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十一分散会